

大阪市障がい者支援計画・ 第 7 期障がい福祉計画・ 第 3 期障がい児福祉計画 (案)

✕ 大阪市

目 次

第1部 総 論 1

第1章 計画策定の背景 2

- 1 大阪市のこれまでの取組2
- 2 わが国及び世界の動向3
- 3 大阪市の今後の方向性8

第2章 計画の基本的な考え方 9

- 1 計画の位置づけ9
- 2 計画の期間 10
- 3 計画の対象 10
- 4 計画の基本理念・基本方針 11
- 5 計画の推進体制 12
- 6 計画の見直し等 12

第3章 計画推進の基本的な方策 13

- 1 差別解消及び権利擁護の取組の推進 13
- 2 生活支援のための地域づくり 14
- 3 ライフステージに沿った支援 15
- 4 多様なニーズに対応した支援 15
- 5 支援の担い手の確保と資質の向上 16
- 6 調査研究の推進 16

第2部 障がい者支援計画 17

第1章 共に支えあって暮らすために 18

- 1 啓発・理解促進 18
 - (1) 啓発・広報の推進23
 - (2) 人権教育・福祉教育の充実25

(3) 障がいを理由とする差別の解消に向けた取組.....	26
2 情報・コミュニケーション.....	27
(1) わかりやすい情報発信.....	30
(2) 意思疎通・情報へのアクセスの支援.....	31
第2章 地域での暮らしを支えるために.....	33
1 権利擁護・相談支援.....	33
(1) サービス利用の支援.....	39
(2) 相談支援及びその体制の充実.....	40
(3) 虐待防止のための取組.....	44
2 生活支援.....	46
(1) 在宅福祉サービス等の充実.....	50
(2) 居住系サービス等の充実.....	51
(3) 日中活動系サービス等の充実.....	52
(4) 障がいのあるこどもへの支援の充実.....	53
3 スポーツ・文化活動等.....	56
(1) スポーツ・文化活動の振興.....	59
(2) 地域での交流の推進.....	60
第3章 地域生活への移行のために.....	61
1 入所施設からの地域移行.....	61
(1) 施設入所者の地域生活への移行に向けた働きかけ.....	68
(2) 地域生活への移行を支援する仕組みづくり.....	69
(3) 地域で暮らすための受け皿づくり.....	70
2 精神科病院からの地域移行.....	73
(1) 精神科病院入院者の地域生活への移行に向けた働きかけ.....	77
(2) 地域生活への移行を支援する仕組みづくり.....	79
(3) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築.....	80
第4章 地域で学び・働くために.....	82
1 保育・教育.....	82
(1) 就学前教育の充実.....	87

(2) 義務教育段階における教育の充実.....	88
(3) 後期中等教育段階における教育の充実（高等学校・高等部）.....	90
(4) 生涯学習や相談・支援の充実.....	91
(5) 教職員等の資質の向上.....	92
2 就業	94
(1) 就業の推進.....	98
(2) 就業支援のための施策の展開.....	100
(3) 福祉施設からの一般就労.....	102
第5章 住みよい環境づくりのために	104
1 生活環境	104
(1) 生活環境の整備.....	110
(2) 移動円滑化の推進.....	110
(3) 暮らしの場の確保.....	112
2 安全・安心	115
(1) 防災・防犯対策の充実.....	119
第6章 地域で安心して暮らすために	122
1 保健・医療	122
(1) 総合的な保健、医療施策の充実.....	127
(2) 地域におけるリハビリテーション・医療の充実.....	128
(3) 療育支援体制の整備.....	130
(4) さまざまなニーズに応じた支援体制の充実.....	131
第3部 障がい福祉計画・障がい児福祉計画	133
第1章 計画の策定にあたって	134
1 計画の概要.....	134
2 計画の分析・評価.....	135
第2章 成果目標	136
1 福祉施設の入所者の地域生活への移行.....	136

2	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	138
3	地域生活支援の充実	141
4	福祉施設から一般就労への移行等	143
5	障がい児支援の提供体制の整備等	146
6	相談支援体制の充実・強化等	149
7	障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	151
第3章 各年度の指定障がい福祉サービス等の必要な量の見込み		153
1	訪問系サービス及び短期入所	153
(1)	居宅介護	153
(2)	重度訪問介護	153
(3)	同行援護	154
(4)	行動援護	154
(5)	短期入所	154
2	日中活動系サービス	155
(1)	生活介護	155
(2)	自立訓練（機能訓練）	155
(3)	自立訓練（生活訓練）	155
(4)	就労選択支援	156
(5)	就労移行支援	156
(6)	就労継続支援 A 型	156
(7)	就労継続支援 B 型	156
(8)	就労定着支援	157
(9)	療養介護	157
3	居住系サービス及び自立生活援助	157
(1)	共同生活援助	157
(2)	施設入所支援	157
(3)	自立生活援助	158
(4)	地域生活支援拠点等	158
4	指定相談支援	158
(1)	計画相談支援	158
(2)	地域移行支援	159

(3) 地域定着支援.....	159
5 障がいのあるこどもに対する支援.....	159
(1) 児童発達支援	159
(2) 放課後等デイサービス	160
(3) 保育所等訪問支援	160
(4) 居宅訪問型児童発達支援	160
(5) 障がい児相談支援	160
(6) 医療的ケアの必要なこどもに対する関連分野の支援を調整するコーディネーター.....	161
6 発達障がいのある人等に対する支援	161
(1) 発達障がい者支援地域協議会の開催	161
(2) 発達障がい者支援センターによる相談支援	161
(3) 発達障がい者支援センター及び発達障がい者地域支援マネジャーによる取組	162
7 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	162
(1) 保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	162
(2) 保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	162
(3) 保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数.....	163
(4) 精神障がい者の地域移行支援・地域定着支援利用者数	163
(5) 精神障がい者の共同生活援助・自立生活援助・自立訓練（生活訓練）利用者数	163
8 相談支援体制の充実・強化のための取組	163
(1) 障がい者基幹相談支援センターの設置	163
(2) 障がい者基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化	164
(3) 協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善	164
9 障がい福祉サービスの質を向上させるための取組.....	165
(1) 障がい福祉サービス等にかかる各種研修の活用	165
(2) 障がい者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	165
(3) 指導監査結果の関係市町村との共有	165
 第4章 地域生活支援事業	 166
1 実施する事業の内容.....	166
2 事業量の見込み.....	167
(1) 理解促進・研修啓発事業	167
(2) 自発的活動支援事業.....	167

(3) 相談支援事業	167
(4) 成年後見制度利用支援事業	167
(5) 成年後見制度法人後見支援事業	167
(6) 地域自立支援協議会	168
(7) 発達障がい者支援センター運営事業	168
(8) 障がい児等療育支援事業	168
(9) 日常生活用具給付等事業	168
(10) 移動支援事業	169
(11) 地域活動支援センター	169
(12) 手話奉仕員養成研修事業	169
(13) 手話通訳者設置事業	170
(14) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業	170
(15) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業	170
(16) 精神障がい者地域生活支援広域調整等事業	171
(17) 訪問入浴サービス事業	171
(18) 日中一時支援事業	171

第4部 参考資料 172

1 大阪市における障がい者の状況	173
(1) 障がい者手帳所持者数の推移	173
(2) 障がい別の状況	174
(3) 障がい福祉サービス利用者数の推移	175
2 第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画の進捗状況	176
(1) 成果目標	176
(2) 障がい福祉サービス等の見込量と進捗状況	177
(3) 地域生活支援事業の見込量と進捗状況	178
3 大阪市障がい者支援計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画策定の経過	180
4 用語の説明	181

第1部 総論

第1章 計画策定の背景

1 大阪市のこれまでの取組

- ・ 大阪市においては、1983（昭和 58）年度を初年度とする「障がい者対策に関する大阪市長期計画」、1993（平成 5）年度には第 2 期計画の「障がい者支援に関する大阪市新長期計画」を策定しました。
- ・ そして、1998（平成 10）年度には重点施策実施計画である「大阪市障がい者支援プラン」において具体的な数値目標を示し、障がいのある人の機会平等・権利平等の実現と自立生活の確立をめざした着実な施策の推進を図ってきました。
- ・ 自立生活センターの設置や地域生活を支える介護制度、ひとにやさしい大阪のまちづくり、就労支援センターの設置など障がいのある人の社会参加や地域での自立生活の推進のために先進的に取り組んできており、大阪市における障がい者支援の基盤整備が大きく進展しました。
- ・ 2003（平成 15）年度には、第 3 期の 10 力年計画である「大阪市障がい者支援計画」を策定し、その基本方針として、
 - 自らが主体者として生き方や生活のあり方を選択し、決定していくことを尊重する「個人としての尊重」
 - 市民として保障されている権利が当たり前に行使でき、自己の選択により社会参加し、自己実現を図ることのできる権利実現に向けた社会基盤づくりをめざす「権利実現に向けた条件整備」
 - 社会資源を活用して自らの意志に基づき自らのライフスタイルを確立していくことをめざした「地域での自立生活の推進」

の 3 点をかがげ、計画の推進を図ってきました。

- ・ また、2006（平成 18）年度の「障害者自立支援法」の施行によるサービス体系の大きな変革を踏まえ、障がい福祉サービスに関する事項については「大阪市障がい福祉計画」として策定し、障がいのある人が個人として尊重され、持てる力を発揮して社会参加するとともに、地域で安心した生活を送ることができるよう、継続した取組を進めてきました。
- ・ 2012（平成 24）年度以降は、総合的かつ計画的な推進を図るための6カ年計画である「大阪市障がい者支援計画」と、3年ごとの障がい福祉サービスに関する事項を盛り込んだ「大阪市障がい福祉計画」を一体的に策定し、施策を推進しています。
- ・ また、2015（平成 27）年3月には、「大阪市発達障がい者支援指針」を策定し、乳幼児期から成人期まで、それぞれのライフステージ¹に対応した一貫した支援体制の構築をめざし、施策の推進に取り組んでいます。
- ・ 2016（平成 28）年1月には、手話を必要とするすべての市民の社会参加を促進し、安心して暮らせる地域社会の実現をめざし、「大阪市こころを結ぶ手話言語条例」を施行しました。2017（平成 29）年3月には、条例で定める基本理念を実現するため、「大阪市手話に関する施策の推進方針」を策定し、各所属において条例の趣旨を踏まえた手話に関する施策の推進に取り組んでいます。

2 わが国及び世界の動向

- ・ 国際社会においては、「完全参加と平等」をテーマに1981（昭和 56）年を「国際障害者年」とし、その後1983（昭和 58）年から1992（平成 4）年には「国連障害者の十年」の取組がなされ、わが国においても障がいのある人の権利の確立、自立生活支援へ様々な取組が進められました。
- ・ わが国では、2000（平成 12）年度に社会福祉基礎構造改革のための法改正がなされ、2003（平成 15）年度には「措置」から「契約」に転換する支援費制度へ移行しました。

¹ 人の一生における乳幼児期、学齢期、成人期などのそれぞれの段階のことです。

その後、2006（平成 18）年度には障がいの種別を一元化した障がい福祉サービスを提供するための「障害者自立支援法」が施行され、障がい福祉施策は大きく転換されました。さらには教育や労働等の障がい者施策にかかわる法令改正により、障がいのある人への支援施策が大きく変わってきています。

- ・ 2001（平成 13）年には、障がいに関する国際的な分類として世界保健機関（WHO）が「国際生活機能分類（ICF）」を採択し、病気や疾病の帰結である人のマイナス部分を障がいとして表現してきた古い定義を改め、社会的環境と個人的要素が相まったものとして障がいをとらえ、それを打破するための環境整備とエンパワメント²へと障がい者施策の転換が行われました。
- ・ 2006（平成 18）年には国連総会において、「すべての障害者によるあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有」と「障害者の固有の尊厳の尊重」を目的として、「障害者の権利に関する条約（以下「障害者権利条約」という。）」が採択されました。
- ・ わが国においても、国内法の整備をはじめ「障害者権利条約」の締結に必要な制度改革が、集中的に行われました。
- ・ 2011（平成 23）年 8 月には「障害者基本法」が改正され、2012（平成 24）年 10 月には「障害者虐待の防止・障害者の養護者に対する支援等に関する法律（以下「障害者虐待防止法」という。）」が施行されました。
- ・ 障がい福祉サービスの分野においては、2012（平成 24）年 4 月には「障害者自立支援法」の改正により、利用者負担の見直しや支給決定のプロセスの見直し、地域相談支援の個別給付化が行われるとともに、「児童福祉法」の改正により障がい児支援の強化が図られました。

² 個人が潜在的に持っている力を発揮し、社会環境に働きかけるなどして自らの進路選択や自己主張を行う自己肯定的で主体的な行為のことです。

- ・ さらに、2013（平成 25）年 4 月に「障害者自立支援法」から「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）」に改正され、制度の谷間を埋めるべく障がい者の範囲に難病患者等が加わるとともに、2014（平成 26）年 4 月からの障がい支援区分の創設などが規定されました。
- ・ また、同法附則において、法施行後 3 年を目途として障がい福祉サービスのあり方等について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずることが規定されました。
- ・ 2013（平成 25）年 6 月には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」という。）」が制定され、差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供義務などが規定され、2016（平成 28）年 4 月に施行されました。
- ・ これら各種国内法の整備が完了したことにより、「障害者権利条約」が 2014（平成 26）年 1 月に締結、同年 2 月に発効され、障がいのある人の権利の実現に向けたそれぞれの生活場面における取組をより一層進めていくことが求められています。
- ・ 2016（平成 28）年 6 月には、法施行 3 年後の見直しとして、「障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律」が公布されました。その内容は、自立生活援助や就労定着支援等の新たなサービスの創設、高齢障がい者に対する利用者負担の軽減（償還）措置、障がい児福祉計画の策定の義務化等であり、2018（平成 30）年 4 月に施行されました。
- ・ 2016（平成 28）年 12 月には、国連サミットでの「持続可能な開発目標（SDGs）」の採択を受けて、その中長期戦略である「SDGs 実施指針」が策定され、そこでは、共生社会の実現に向けて重要となる「誰一人取り残さない」という理念が示されました。

- ・ 2018（平成 30）年 5 月には、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律」が公布され、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催による盛り上がり为契机とした共生社会等の実現を図り、全国におけるバリアフリー化を一層推進するために総合的な措置を講ずることを目的として、公共交通分野のバリアフリー水準の底上げを図るため、「交通バリアフリー基準」及び「公共交通機関の移動等円滑化整備ガイドライン」が改正されました。
- ・ 2018（平成 30）年 6 月には、文化芸術活動を通じた障がい者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図ることを目的に「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が公布・施行されました。
- ・ 2019（令和元）年 6 月には、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」（以下「読書バリアフリー法」という。）が公布・施行され、図書館の利用に係る体制の整備、インターネットを利用したサービス提供体制の強化等、視覚障がい者等の読書環境の整備を行うことにより、障がいの有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会実現に寄与することを目的とし、公布日同月に施行されました。
- ・ 2019（令和元）年 6 月には、「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」が公布され、障がい者の活躍の場の拡大に関する措置及び、障がい者の雇用状況についての的確な把握等に関する措置を講ずることなどが規定され、2020（令和 2）年 4 月までに段階的に施行されました。
- ・ 2020（令和 2）年 5 月には、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律」が公布され、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催による盛り上がり为契机とした共生社会等の実現に向け、公共交通分野のバリアフリー水準の底上げに加え、移動等円滑化に係る「心のバリアフリー」の観点からの施策の充実などソフト面の強化を目的に、2021（令和 3）年 4 月に施行されました。

- ・ 2020（令和2）年6月には、聴覚障がい者等による電話の利用の円滑化を図ることを目的に「聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律」が公布され、2020（令和2）年12月に施行されました。
- ・ 2021（令和3）年6月には、「障害者差別解消法」の改正法が公布され、民間の事業者に合理的配慮の提供が義務付けられるとともに、行政機関相互間の連携の強化や、障がいを理由とする差別を解消するための支援措置が強化されることになり、2024（令和6）年4月に施行される予定です。
- ・ また、同月には、医療的ケアの必要な児童及びその家族に対する支援に関する基本理念を定め、その児童の健やかな成長を図るとともに、家族の離職を防止して、安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現をめざす「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が公布され、2021（令和3）年9月に施行されました。
- ・ 2022（令和4）年5月には、「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」が公布・施行され、国や地方自治体、事業者等が相互に連携協力し、障がいのある人による情報の取得及び利用、意思疎通にかかる施策を効率的かつ効果的に推進していくことなどが示されました。
- ・ 2022（令和4）年6月には、児童福祉法の改正法が公布され、児童発達支援センターが地域における障がい児支援の中核的役割を担うことや、障がい児入所施設の入所児童等が地域生活等へ移行する際の調整の責任主体の明確化等が行われることとなり、2024（令和6）年4月に施行される予定です。
- ・ 2022（令和4）年8月には、「障害者権利条約」に基づく日本政府の取組に関して、国連の障害者権利委員会による初めての審査が行われ、同年9月に、同委員会の見解・勧告を含む総括所見が公表されました。この総括所見では、精神科病院や入所施設からの地域移行、インクルーシブ教育を確保するための合理的配慮などについて、その計画的な実施を強く要請されました。

- ・ 2022（令和4）年12月には、障がいのある人等の地域生活や就労の支援の強化等により、障がいのある人の希望する生活を実現するため、地域生活の支援体制の充実や多様な就労ニーズに対する支援などを内容とする「障害者総合支援法」の改正法、及び精神科病院の従事者による虐待を発見した場合の通報等が新たに規定された「精神保健福祉法」の改正法が公布されました。これらは、2024（令和6）年4月に施行される予定です。

3 大阪市の今後の方向性

- ・ 大阪市においては、これらの施策の転換に対しても、当事者の方たちの生活実態に沿った制度の運営に努めてきており、さらに生活環境や社会資源の整備も含めて、障がいのある人が地域で自立生活できるよう継続して取り組んできました。
- ・ これまでの計画の基本的な考え方を更に発展させて今回の計画を策定し、障がいのある人への偏見や差別意識が払拭され、障がいの有無にかかわらず、だれもが地域で安心して住み続けられる市民参加のインクルーシブな社会³の実現をめざし、取組を進めます。

³ インクルーシブは「含んだ、いっさいを入れた、包括的な」の意味です。インクルーシブな社会とは、障がいの有無にかかわらず、すべての人が分け隔てられることなく、ありのまま受け入れられる社会のことです。

第2章 計画の基本的な考え方

1 計画の位置づけ

- この計画は、障がい者施策を総合的に推進する観点から、次の3つの計画を一体的に策定するものです。

名 称	説 明
大阪市障がい者支援計画	「障害者基本法」に基づく市町村障がい者計画で、障がいのある人の自立及び社会参加の支援等について、総合的かつ計画的な推進を図るための計画
第7期大阪市障がい福祉計画	「障害者総合支援法」に基づく市町村障がい福祉計画で、障がい福祉サービス等に関する事項を盛り込んだ計画
第3期大阪市障がい児福祉計画	「児童福祉法」に基づく市町村障がい児福祉計画で、障がい児通所支援等に関する事項を盛り込んだ計画

- 障がいのある人のための施策に関連した他の計画として、「大阪市地域福祉基本計画」、「大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」、「大阪市こども・子育て支援計画」、「大阪府医療計画」等があります。
- とりわけ、「大阪市地域福祉基本計画」は、地域共生社会の実現に向け、高齢者、障がいのある人、こども、生活困窮者等の対象者ごとの福祉施策や、その他の生活関連分野の施策が連携しながら、市民の地域生活を支援することで、基本理念である「だれもが自分らしく安心して暮らし続けられる地域づくり」をめざす計画です。
- このように、障がいの有無にかかわらず、地域での生活を支援するためには、人々の暮らしの場である地域における様々な取組が重要であることから、「大阪市地域福祉基本計画」の理念をベースに、障がいのある人の地域生活を支援します。

- ・ 施策の展開にあたっては、関連するそれぞれの計画を有機的に連動させることで、一層の効果を上げていきます。そのため、行政分野ごとの専門性を充実させ、連携を強化し、質の高い施策を展開していくとともに、関連する分野を意識し、整合性を図りながら取り組むことを重視します。

2 計画の期間

- ・ 「大阪市障がい者支援計画」は、中長期的な計画として2024（令和6）年度から2029（令和11）年度までの6年間を計画期間とします。
- ・ 「大阪市障がい福祉計画」は、2006（平成18）年度に策定した計画から数えて7期目の計画であり、国の基本指針⁴に基づき2024（令和6）年度から2026（令和8）年度の3年間を計画期間とします。
- ・ また、「大阪市障がい児福祉計画」は、2018（平成30）年度に策定した計画から数えて3期目の計画であり、国の基本指針に基づき2024（令和6）年度から2026（令和8）年度の3年間を計画期間とします。

3 計画の対象

- ・ この計画の対象は、「障害者基本法」において障がい者と定義されている「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」とします。この定義には、難病等に起因する障がいも含まれます。
- ・ なお、社会的障壁とは、同法において「障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの」と定義されています。

⁴ 「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」のことです。

4 計画の基本理念・基本方針

- ・ 「障害者基本法」においては、「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する」として、その実現にあたっては、次の3点を旨として図らなければならないとされています。
 - 1 社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。
 - 2 可能な限り、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと。
 - 3 可能な限り、言語（手話を含む）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。
- ・ わが国においては、障がい者施策に関する各種国内法の整備が進み、2014（平成 26）年1月に「障害者権利条約」が締結されました。
- ・ 大阪市では、「障害者基本法」の基本理念にのっとり、これまでの取組や「障害者差別解消法」等の趣旨を踏まえ、次の3点の基本方針を引き継いでいきます。

（1）個人としての尊重

すべての市民は障がいの有無にかかわらず、基本的人権を持ったひとりの人間として尊重されるものです。

障がいを理由として分け隔てられたり、排除されることなく、人格と個性を尊重し合いながら共に住民として地域で生活することができるよう支援を進めます。

（2）社会参加の機会の確保

地域で生活する者として、社会参加できるための実質的平等が権利として保障され、あらゆる分野の活動に参加できることが必要です。

それぞれ、社会の中で自分自身の生き方を選び、自分の可能性を高め、自己実現していくことができるようそれぞれの状況に応じた必要な条件整備に努めます。

(3) 地域での自立生活の推進

障がいのある人が自らの意思に基づいて、自らのライフスタイルをもって地域での自立生活確立していけるよう支援するとともに、共に支えあって生活することができるインクルーシブな社会の実現をめざします。

5 計画の推進体制

- ・ 大阪市障がい者施策推進協議会及び専門部会において、本計画が着実に実施されるよう、継続的に進捗状況の確認や評価を行うとともに、当事者意見の反映に努めます。
- ・ また、障がいの多様性にも留意し、当事者の意見を確認することが困難な場合には、適切な意思決定支援を行いながら、取組の計画的な実施に努めます。
- ・ 大阪市障がい者施策推進協議会において、総合的に計画を推進するために必要な事項の調査や検討課題について審議を行います。
- ・ 障がい者施策を一体的に推進するため、関係部署の実務担当で構成する大阪市障がい者施策推進会議において、施策についての検討及び施策の実施にあたっての横断的な調整を確保し、関係部局相互間で緊密な連携・協力を行うとともに、国や大阪府との役割分担のもとに、着実な計画の推進を図ります。
- ・ 情報を公開し、説明責任を果たすとともに、市民・関係団体等との協働による施策推進を図ることで、市民と行政のパートナーシップを強化し、共に生きる社会づくりに努めます。

6 計画の見直し等

- ・ 「障害者総合支援法」やその他の法令等の改正、本計画の進捗状況及び評価によって、計画期間内を見直しを検討します。
- ・ 大阪市においては、法令や固有名詞等を除き、障がいのある人やその状態を示す「障がい」については「害」の字をひらがなで表記します。

第3章 計画推進の基本的な方策

1 差別解消及び権利擁護の取組の推進

- ・ 「障害者差別解消法」に基づき、障がいのある人もない人も互いに尊重し共生できる差別のない地域社会をめざし、本市職員をはじめ市民や事業者が、障がいのある人に対する理解を深められるよう研修や啓発に取り組みます。
- ・ また、障がいを理由とする差別に関する相談窓口の周知や相談体制の充実を図るなど、関係機関と連携して効果的な取組を推進します。
- ・ 障がいのある人に対する虐待は障がいのある人の人権を侵害し、その自立及び社会参加に深刻な影響を与えることから、虐待防止は極めて重要な取組です。「障害者虐待防止法」及び「精神保健福祉法」に基づき地域や施設・精神科病院などでの虐待から救済するだけでなく、未然に防止する取組を行うことにより、障がいのある人の権利利益の擁護を図ります。
- ・ 施策の推進にあたっては、障がい当事者の視点に立ち、その意向を尊重した取組を推進します。
- ・ 障がいのある人自身が権利の主体であると同時に社会生活を営む主体者であることを自覚し、権利侵害に対し自ら主張していく力をつけていけるよう、セルフ・アドボカシー⁵活動を推進します。
- ・ ピアカウンセリング⁶など障がい当事者の様々な活動は、エンパワメントの視点から有効であり、また当事者の意見を的確に反映し、権利を擁護するうえでも重要であるため、引き続き支援に努めます。

⁵ アドボカシーとは障がいのある人などの権利擁護やニーズ表明を支援し代弁すること。セルフ・アドボカシーとは障がいのある人本人が自らの権利やニーズを表明することです。

⁶ 自立生活などの体験を有し、カウンセリング技術を身につけた障がいのある人が自らの体験に基づいて、同じ仲間（ピア）である他の障がいのある人の相談に応じ、問題の解決能力を身につけるよう援助する活動のことです。

2 生活支援のための地域づくり

- ・ 地域共生社会の実現に向け、地域の実態等を踏まえながら、「誰一人取り残さない」というSDGsの理念のもと、包括的な支援体制の構築に取り組みます。
- ・ 障がいのある人が、自らが希望する地域で自立して生活し続けるため、また入所施設や精神科病院等から地域生活への移行をより一層進めるために、各種障がい福祉サービス等の確保と合わせ、区・市・地域の取組が連携して機能する仕組みを構築していきます。
- ・ 区地域自立支援協議会が中心になって、区を単位とした地域に密着した関係機関のネットワークの充実を図ります。
- ・ 区よりもさらに身近な地域において、見守りや発見、震災や火事等の緊急時の助け合いなど、生活を支援するための取組を進めます。
- ・ 障がいのある人の地域における生活を支えるため、ボランティア・NPOの活動など市民の自主的な福祉活動を積極的に支援し、振興を図ります。
- ・ 個々のニーズと社会資源を適切に結びつけることができるよう、相談支援体制の機能強化に努め、総合的・専門的な相談支援の充実をめざします。
- ・ 障がいのある人の重度化・高齢化や「親なき後」を見据え、早期からの自立の促進の視点に立ち、コーディネート機能の強化や社会資源の整備等を進めるなど、地域生活支援拠点等の充実を図ります。
- ・ 住まいは地域で安心して暮らすための基盤であり、障がいを理由に入居を拒まれることのないよう、住宅部局と福祉部局が連携して地域への取組を進め、民間賃貸住宅等への円滑な入居を促進します。

- ・ 新型感染症発生時には、障がいのある人が適切な対応や支援を受けることが困難となる状況も明らかとなりました。地震や台風等の災害も含め、非常時の対応に関しては、障がいのある人に必要な情報が行き届き、適切に支援を受けられる環境が重要であることを踏まえ、障がいのある人の意見を十分に反映させながら、危機管理、医療、福祉分野が連携して支援する体制の整備に努めます。

3 ライフステージに沿った支援

- ・ 一人ひとりのライフステージに沿った支援が途切れることなく提供できるよう、児童福祉、高齢福祉をはじめとする関連福祉施策及び保健医療、教育、文化芸術、スポーツ、就業施策の各分野が連携した支援体制を構築します。
- ・ インクルーシブ教育の推進に向けて、障がいのあるこどもに合理的配慮や個別の支援が提供されるよう、教育委員会と福祉部局が連携して環境整備を進めるとともに、教育活動全体を通じた障がいの理解促進を推進します。
- ・ 障がいのある人が、高齢者施策や介護保険サービスの対象となった場合においても、障がいの特性に応じた必要な支援を継続して行うとともに、施策の連携や情報提供などの充実を図ります。

4 多様なニーズに対応した支援

- ・ 重症心身障がい、重度・重複障がい、高次脳機能障がい、強度行動障がいや発達障がいのある人などの、多様なニーズに対応していくために、それぞれのニーズを把握しながら、専門機関や地域の関係機関、サービス事業所の連携体制を構築し、家族も含めた適切な支援を進めます。
- ・ ヤングケアラー⁷を含め、障がいのある人の家族を支えるため、相談窓口や障がい福祉サービス等に関する情報提供に努めるなど、その負担軽減に取り組みます。
- ・ 発達障がいのある人への支援は、身近な地域で、障がいの特性を踏まえた適切な支援が受けられるよう関係機関と連携し、取組を進めます。

⁷ 本来大人が担うと想定されているような家事や家族の世話などを日常的に行っているこどもたちのことです。こどもとしての時間を引き換えに、家事や家族の世話などに時間を費やすことで、友達と遊ぶことや勉強することができなかつたり、学校に行けなかつたり、遅刻するなど、こどもらしく過ごせていない可能性があります。

- ・ 医療的ケアを必要とする障がいのある人の地域での生活を支えるため、大阪府と連携を図りながら、医療、保健、福祉の関係機関が連携した支援体制の充実を図ります。
- ・ 矯正施設等に入所する障がいのある人の円滑な社会復帰を支援するため、地域生活定着支援センター等の関係機関と連携し、必要な福祉サービスを利用できるよう支援に取り組みます。
- ・ 障がいのある人が円滑に情報を取得・利用し、コミュニケーションが図れるよう、ICT⁸の発展等を踏まえつつ意思疎通支援の充実を図ります。

5 支援の担い手の確保と資質の向上

- ・ 障がいのある人への支援が円滑かつ適切に提供されるよう、支援の担い手を確保する取組を進めます。
- ・ 事業所職員や専門的ノウハウを持つ支援者が、人権擁護の視点をもって、専門性を活かしながら支援や活動を続けられる環境づくりを進めます。
- ・ 障がい者相談支援の担い手が専門的で障がいのある人に寄り添った支援を行えるよう、効果的な研修の充実と、支援に係る情報の共有化を図ります。

6 調査研究の推進

- ・ 障がいのある人に関する専門領域の調査・研究を国や府の情報や施策も活用しながら推進し、その結果を本市施策へ反映させ、生活を支援するサービスの一層の向上を図ります。
- ・ 障がい特性に応じた施策を推進していくことが求められており、そのための基礎資料とするため、適時必要に応じて生活実態やニーズに関する調査を実施します。

⁸ Information and Communication Technology の略。コンピューターやインターネットなどの情報通信技術のこと。

第 2 部 障がい者支援計画

第1章 共に支えあって暮らすために

1 啓発・理解促進

現状と課題

2016（平成 28）年 7 月に神奈川県相模原市の障がい者支援施設において、元施設職員により多数の施設入所者が殺傷されるという大変痛ましく許しがたい事件が発生しました。

この事件は、障がいや障がいのある人への偏見や差別的思考から引き起こされたものであり、このような事件が再び起こるようなことがあってはなりません。また、これまで障がい者支援施設等では地域の人たちとの交流や活動を通じて、地域とともに歩む取組を進めてきており、こうした事件で障がいのある人や施設が地域で孤立することもあることはなりません。

2016（平成 28）年 4 月に「障害者差別解消法」が施行され、8 年が経過しましたが、現在も、障がいや障がいのある人に対する理解不足などから、大阪市においても、様々な分野で、障がいを理由とする差別と思われる事案が発生しています。

2024（令和 6）年 4 月には、事業者による合理的配慮の提供の義務化を主な変更点として「障害者差別解消法」が改正されます。

すべての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現のためには、障がいや障がいのある人への理解を深めていく必要があります。

大阪市では、市民が「人権が尊重されるまち」になったと実感できる、住んで良かったと誇りを持って語れる「国際人権都市大阪」をめざし、「大阪市人権行政推進計画～人権ナビゲーション～」を策定しています。その中で「人権教育・啓発」を「人権が尊重されるまち」へ導くための原動力（エンジン）と位置づけ、継続的・総合的に推進しています。

すべての市民は障がいの有無にかかわらず、基本的人権を持ったひとりの人として尊重されなければなりません。

障がいを理由として分け隔てられたり、排除されることなく、相互に人格と個性を尊重しあいながら共に住民として地域で生活することができる社会を実現するため、本計画の基本方針について市民の理解を深めるために今後とも積極的な啓発・広報活動が必要です。

これまで身体障がいや知的障がいをはじめ、様々な障がいに関する理解促進に取り組んできましたが、まだ十分に理解が進んでいるとは言えません。精神障がいのある人は、現在も根強い差別と偏見の対象になっており、すべての人が自らの問題として正面から向き合い、正しい知識を持ち理解を深める必要があります。

大阪市では、2021（令和3）年2月から精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて「保健・医療・福祉関係者による協議の場」を設置し、障がいの有無にかかわらず安心して自分らしく暮らすことができるよう重層的な連携による支援体制づくりに取り組んでいます。精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築においては、精神疾患・精神障がいに関する普及啓発が最も重要な要素の一つとされており、市民一人ひとりの態度や行動の変容につながる普及啓発が求められています。

発達障がいについては、2011（平成23）年の「障害者基本法」の改正において、「障がい」の定義の中に「発達障がい」が明確に位置付けられました。また、2016（平成28）年8月に施行された改正「発達障害者支援法」において、発達障がいのある人の支援は「社会的障壁」を除去するために取り組まなければならないことが基本理念として明記されました。発達障がいは、特徴の現れ方が一人ひとり異なり、周囲の理解を得にくいことから、今後も、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、正しい理解と適切な支援を広めるための取組が必要です。

感染症や難病については、誤った知識により差別や偏見が存在しているという事実があり、正しい知識の普及・啓発をさらに推進していく必要があります。

補助犬に関しては、2002（平成 14）年 10 月に「身体障害者補助犬法」が施行され、社会の理解が進む一方、不特定多数の人が利用する民間施設においては未だに同伴拒否事例があり、苦情相談が寄せられています。引き続き、補助犬の施設等への受入れが進むよう、普及啓発が必要です。

学校等においては、障がいのあるこどもに対するいじめや人権侵害の事象について、早期発見・早期対応に努めるなど、その解決のための取組が必要です。

大阪市においては、区役所、区障がい者基幹相談支援センター、地域活動支援センター（生活支援型）及び大阪市人権啓発・相談センターに「障がいを理由とする差別に関する相談窓口」を設置し、差別事案などに関する相談に対応しています。障がいのある人もない人も互いに尊重し合う共生社会の実現のためには、市民や事業者に対しての周知啓発活動とともに、相談窓口での的確な対応が重要です。

また、障がいを理由とする差別の解消を効果的に推進するため、「大阪市障がい者施策推進協議会」の専門部会として「障がい者差別解消支援地域協議部会」を設置し、相談事例等の共有や、実効性のある取組に関する協議を進めています。

大阪府では、法律に先行して 2021（令和 3）年 4 月に「大阪府障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例」が改正され、大阪府域を含む大阪府内において、事業者による合理的配慮の提供が義務化されるとともに、紛争事案の解決等がより円滑に進むよう体制が整えられています。

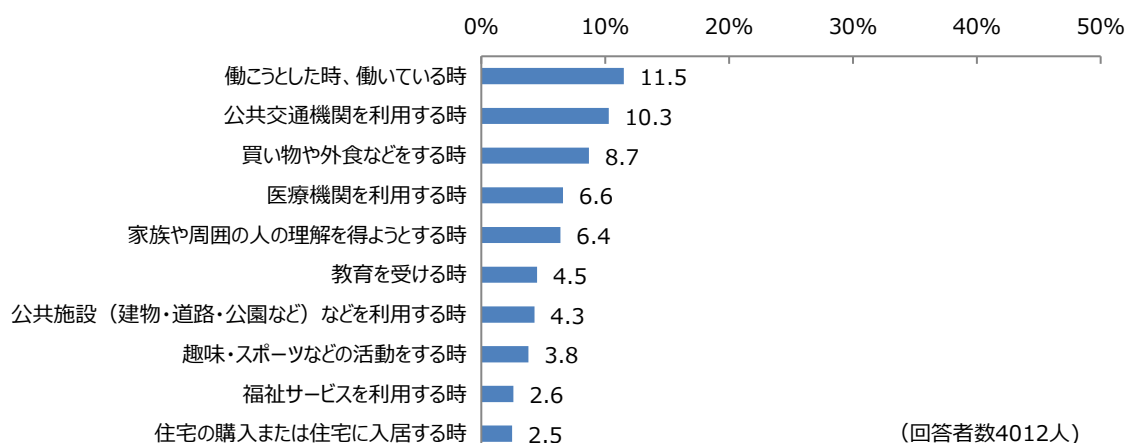
大阪市としては、障がいを理由とする差別の解消のために、引き続き、あらゆる関係機関と連携して周知啓発を行うなど効果的な取組を進めていかなければなりません。

また、住まいの確保や住みやすい環境を整備する観点からの住宅部局等との連携強化をはじめ、それぞれの部局において障がい理解に基づいた施策を進めることができるよう、連携を強化する必要があります。

◆◆◆◆◆◆◆◆2022（令和4）年度大阪市障がい者等基礎調査結果から◆◆◆◆◆◆◆◆

○ 障がいを理由に不快（差別）や不便さを感じた場面【複数回答】（障がい者本人用調査）

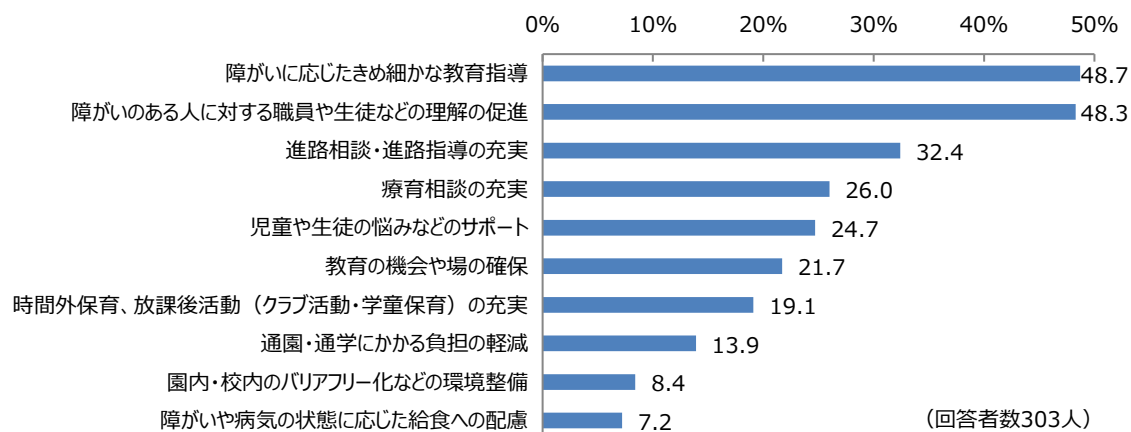
（上位10項目のみ掲載）



様々な場面において、障がいを理由に不快（差別）や不便さを感じたと回答されており、障がいや障がいのある人に関する理解の促進とともに、必要な配慮が求められています。

○ 保育や教育で充実してほしいこと【複数回答】（障がい者本人用調査）

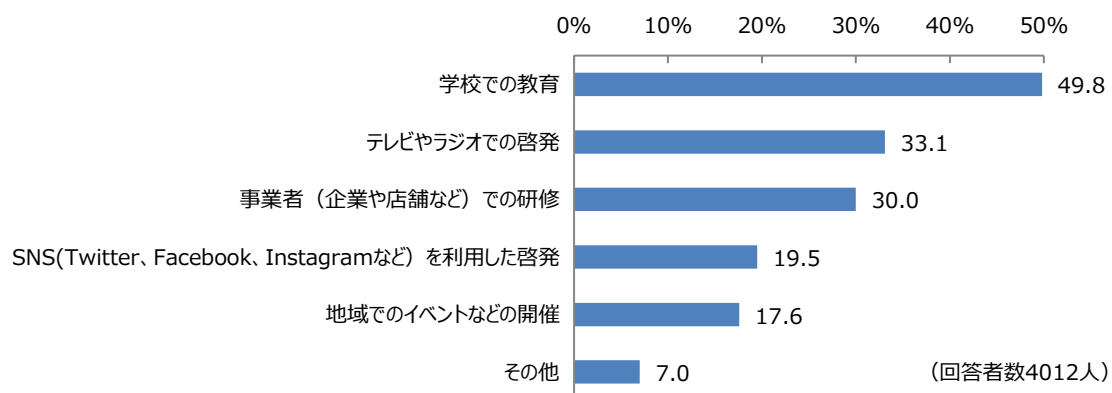
（上位10項目のみ掲載）



「障がいに応じたきめ細かな教育指導」、「障がいのある人に対する職員や生徒などの理解の促進」を回答された方が多く、障がいのある人に関する理解促進のための啓発活動が求められています。

○ 障がいを理由とした差別や偏見をなくするために必要だと思うこと【複数回答】

(障がい者本人用調査)



「学校での教育」が最も多く、こどもの頃からの理解の促進や、様々な媒体での幅広い啓発・研修などが求められています。



(課 題)

① 啓発・広報の推進

ア 啓発・研修の充実

イ 広報の充実

② 人権教育・福祉教育の充実

③ 障がい者を理由とする差別の解消に向けた取組

ア 相談対応機能の強化

イ 障がい者差別解消支援地域協議部会での協議

ウ 他都市との連携

施策の方向性

(1) 啓発・広報の推進

障がいのある人の日常生活や社会参加を制約している社会的障壁を取り除くために、障がいに関する正しい理解を広め、市民意識の高揚を図れるよう、市民や地域団体と協働しながら、理解促進に取り組みます。

ア 啓発・研修の充実

- ・ 「障がい者週間」(12月3日～9日)を中心とした啓発活動においても、広く市民の参加を求め関係者が協力し、より効果的な啓発となるよう内容の充実に努めます。
- ・ 市民、事業者、地域活動協議会⁹、地縁団体、NPO、社会福祉法人など、地域のさまざまな活動主体に対し、障がいや障がいのある人に対する理解を深められるよう、啓発活動に取り組みます。
- ・ とりわけ、「障害者差別解消法」が改正され、営利目的か非営利目的かを問わず、同種の行為を反復継続する意思をもって行う事業者すべてに合理的配慮の提供が義務化されることから、広く事業者に対して法制度の趣旨の理解を深められるよう、さまざまな機会を通じて周知・啓発を強化します。
- ・ 精神障がいのある人に対する誤解や偏見の解消のため、広報誌等の活用や当事者を交えての精神保健市民講座の開催など、様々な啓発活動に取り組みます。
- ・ 広く市民に難病に対する理解を得るため、各区保健福祉センターに啓発媒体を設置するとともに、大阪市主催のイベント等の機会を活用し、パネル展示を実施するなど啓発に努めます。

⁹ 地域活動協議会の名称は、「まちづくり協議会」「ふれあい協議会」「地域まちづくり実行委員会」など地域によって異なります。

- ・ H I V陽性者及びハンセン病回復者等感染症に対する偏見・差別を解消するために、ホームページ・パンフレット等の充実を図り、市民への正しい知識の普及啓発に努めます。また、各関係先への健康教育や研修の実施により、H I V感染症に関する理解の促進に努めます。
- ・ 発達障がいに対する正しい理解の促進を図るため、「世界自閉症啓発デー」（4月2日）、「発達障がい啓発週間」（4月2日～8日）を中心に関係機関・団体と連携し、一層の啓発に努めます。また、発達障がい者支援センター（エルムおおさか）においても、啓発講座や親支援講座の開催、ホームページを通じた啓発など、情報提供や理解促進に努めます。
- ・ 外見からはわからなくても援助や配慮を必要としていることを周りの人に知らせることで、援助が得やすくなる「ヘルプマーク¹⁰」の普及を大阪府と連携して進めます。
- ・ 市民や企業等を対象として様々な障がいの特性について理解する「あいサポーター」を養成するとともに、「あいサポート企業（団体）」の認定を行うなど、障がいのある人が困っている様子を見かけたら、必要な声掛けや、配慮を行う「あいサポート運動¹¹」の取組を進めます。
- ・ 障がいのある人の地域での生活を支援する「障がいのある方のための各種マーク」について、ホームページやパンフレット等を用いて一層の普及を図ります。
- ・ 補助犬の受入れについて、ポスター、パンフレット、ステッカー等を活用し、関係機関と連携を図りながら、普及啓発に努めます。
- ・ 障がい者スポーツや文化活動の振興を通じて、障がいや障がいのある人への理解を深めるよう取組を進めます。

¹⁰ 義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助が得やすくなるよう作成されたマークのことです。

¹¹ 様々な障がいの特性を理解し、障がいのある人に温かく接するとともに、障がいのある人が困っているときに「ちょっとした手助け」を行うことにより、誰もが暮らしやすい地域社会をつくっていく運動です。

- ・ 障がいや障がいのある人への理解促進に向け、全職員を対象とした研修を実施し、それぞれの部局において合理的配慮に基づいた施策を進めることができるよう取り組みます。

イ 広報の充実

- ・ テレビ・ラジオや広報紙等のマスメディアを活用するなど、多様な機会の創出を図り、障がいのある人に対する認識や理解の促進を図るための広報を行います。
- ・ 様々な機会をとらえ、パンフレット等の作成やホームページ・SNS等の活用により、障がいのある人が関係する事業についての紹介を積極的に行います。

(2) 人権教育・福祉教育の充実

こどもの頃から、障がいや障がいのある人に関する認識と理解を深められるよう、教育実践・学習機会の充実を図ります。

- ・ 各学校園において、障がいのあるこどもに対するいじめ・虐待が発生しないよう、障がいの理解をはじめ、周りのこどもとのより良い関係づくりを進めます。
- ・ 障がいや障がいのある人に対する認識と理解をこどもの頃から深めるため、学校教育においては、「大阪市教育振興基本計画」に基づき、施策や教育実践、研究の充実を図ります。また、地域の住民や福祉施設、関係団体との連携・協働による地域レベルでの人権教育・福祉教育の充実に努めます。
- ・ こどもの頃から「福祉のこころ」を育む事業として、小中学生地域福祉学習事業を実施し、作成したリーフレットや福祉読本を教育現場において活用して福祉の大切さを学ぶ機会を提供します。

(3) 障がいを理由とする差別の解消に向けた取組

相談対応力の向上に取り組むとともに、個別の相談事例を通じて効果的な取組を検討し、障がいの理解を深めるための研修・啓発につなげます。

ア 相談対応機能の強化

- ・ 「障がいを理由とする差別に関する相談窓口」の周知を図り、障がいのある人が困ったときに気軽に相談できる環境づくりに取り組みます。
- ・ 「障がいを理由とする差別に関する相談窓口」において、的確に相談対応ができるよう、対応力の向上に向けた窓口職員への研修を実施します。
- ・ また、合理的配慮の提供^{1 2}に関する事例を収集、分析し、より適切な対応が迅速にできるよう、わかりやすい窓口対応マニュアルの整備に取り組みます。

イ 障がい者差別解消支援地域協議部会での協議

- ・ 引き続き、「障がい者差別解消支援地域協議部会」において、相談機関等が対応した事例等の共有や、差別解消のための取組についての分析、周知、発信等に関する協議を行います。
- ・ また、相談事例から見てきた傾向や課題などから効果的な取組を検討し、法制度及び障がいや障がいのある人に対する理解を深めるための研修・啓発につなげていきます。

ウ 他都市との連携

- ・ 障がいを理由とする差別に関する相談事案には、市民が大阪市外の事業者から差別を受けた場合をはじめ、事業者が全国展開している場合など、市域外での対応が必要なものがあります。広域にわたる事案についても、迅速かつ適切な対応ができるよう、大阪府及び関係市町村と連携して対応します。

^{1 2} 障がいのある人から、社会の中にあるバリア（障壁）を取り除くために何らかの対応が求められたときに、負担が重すぎない範囲で対応を行うこと。

2 情報・コミュニケーション

現状と課題

コミュニケーションや情報取得等の保障は、障がいのある人が、地域で生活するうえで重要なことであり、自己選択・自己決定を推進する観点からも、障がいの状況や特性に応じた配慮や支援が必要です。

大阪市では、2016（平成 28）年 1 月に施行した「大阪市こころを結ぶ手話言語条例」に基づき、2017（平成 29）年 3 月に「大阪市手話に関する施策の推進方針」を策定しており、手話が言語であるという認識に基づき、手話を必要とするすべての人が手話を通じて容易に必要な情報を取得し、十分なコミュニケーションを図ることのできる社会の実現をめざしています。

本市の条例制定と同じ年に「全国手話言語市区長会^{1 3}」が設立され、手話言語条例等を制定する動きは全国に拡大しています。

2020（令和 2）年度には、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画が示されたことに伴い、大阪市としても計画に基づく取組が求められています。

2022（令和 4）年 5 月に施行された「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」では、可能な限り、障がいのない人が取得する情報と同一の内容の情報を同一の時点において取得することができるようにしていくことが求められています。

デジタル技術の革新が進むなか、新たな情報格差が生じることのないよう、障がいのある人の情報通信機器等の円滑な利用を進め、情報バリアフリーを推進する必要があります。

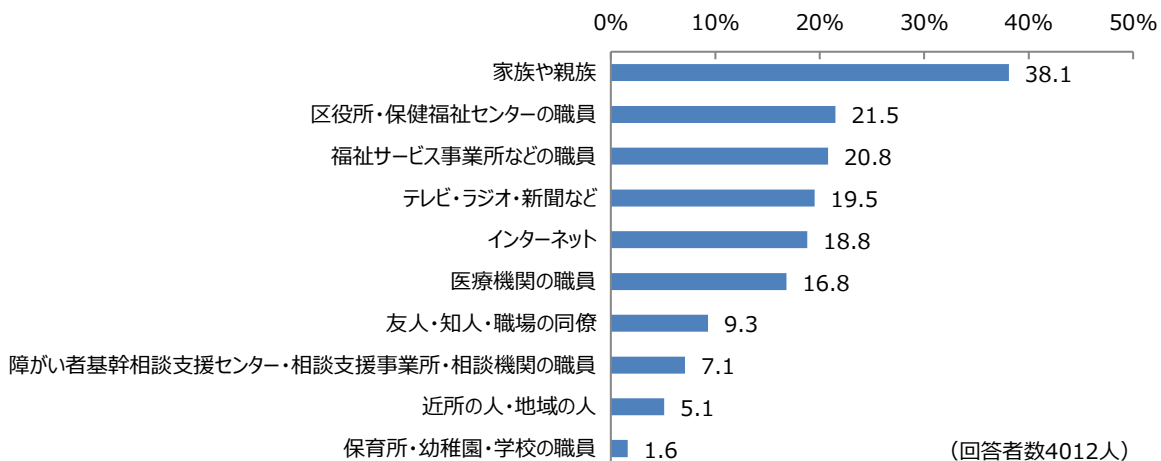
大阪市においても職員対応要領に沿って、障がいのある人が求める配慮に対し適切に対応できるよう、引き続き、全庁的な取組を推進していきます。

^{1 3} 手話言語条例等の制定を全国に拡大するための取組を進めるとともに、各自治体における手話に関する施策展開の情報交換等を行うため「全国手話言語市区長会」が設立されました。

◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆2022（令和4）年度大阪市障がい者等基礎調査結果から◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆

○ 福祉に関する情報の入手源【複数回答】（障がい者本人用調査）

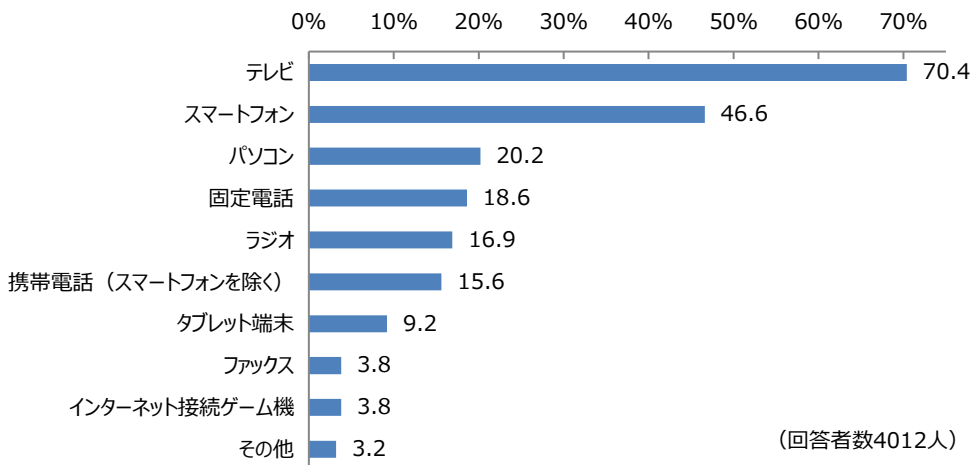
(上位 10 項目のみ掲載)



「家族や親族」「区役所・保健福祉センターの職員」等のほか、「福祉サービス事業所などの職員」「テレビ・ラジオ・新聞など」と回答された方も多く、様々な手段で情報を発信していく必要があります。

○ **情報収集や伝達のために所有している情報通信機器【複数回答】**（障がい者本人用調査）

(上位 10 項目のみ掲載)



「テレビ」が最も多く、「スマートフォン」、「パソコン」と続いており、インターネット等、様々なICTを活用した情報提供の重要性が高まっています。

(課 題)

① わかりやすい情報発信

ア 多様な情報提供

② 意思疎通・情報へのアクセスの支援

ア コミュニケーション・情報取得に関する支援の充実

イ 環境の整備

施策の方向性

(1) わかりやすい情報発信

障がいのある人が、社会の一員としてあらゆる活動に参加することができるよう、障がいの状況や特性に応じたわかりやすい情報発信や、I C T等を活用した情報提供に取り組めます。

ア 多様な情報提供

- ・ 障がいのある人が利用できる施策・サービスの情報や、地域での生活に必要な情報を、障がいの状況や特性に応じて、わかりやすく活用しやすい形で提供します。
- ・ 障がいのある人をはじめ、誰もが情報や機能を利用しやすい大阪市ホームページを運用します。
- ・ 障がいのある人やその家族が利用できる制度や施設を紹介した「福祉のあらまし」を作成し、わかりやすい情報提供に取り組めます。
- ・ 知的障がいのある人への福祉サービスに関して、「やさしい日本語」で書いた「“はーとふる”ガイド」を作成し、障がいの状況に応じた情報提供に取り組めます。
- ・ 音声認識翻訳ソフト、タブレット端末を用いた遠隔手話通訳及びインターネット等、様々なI C Tを活用した情報提供を進めます。
- ・ ルビやイラスト、コミュニケーションボードなどを活用して、さまざまな障がいに配慮した、わかりやすい情報提供に努めます。
- ・ 障がいのある子どもに対して、タブレットやノートパソコン、電子黒板などのI C Tを活用した授業づくりを進め、支援のあり方についてさらなる研究を行います。
- ・ 国の「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画」に基づき、取り組むべき事項や課題ごとに、関係者間で連携して取り組む体制づくりの検討を進めます。

(2) 意思疎通・情報へのアクセスの支援

コミュニケーション手段の充実や、情報へのアクセシビリティの向上に取り組み、障がいのある人が社会参加しやすい環境づくりを進めます。

ア コミュニケーション・情報取得に関する支援の充実

- ・ 手話通訳、要約筆記、電話リレーサービス¹⁴、NET119¹⁵などにより、聴覚障がいのある人の意思疎通の支援の推進に取り組みます。
- ・ 手話への理解の促進や、手話による意思疎通の支援に関する施策が、大阪市の施策全体に広がるように各所属の連携強化に努めます。
- ・ 聴覚に障がいのあるこどもが手話による円滑なコミュニケーションを確保できるよう、大阪府立福祉情報コミュニケーションセンター等と連携して手話に関する施策の推進に取り組みます。
- ・ 点字、録音、対面朗読などにより、視覚障がいのある人が情報にアクセスしやすくなるような支援の推進に取り組みます。
- ・ 音声読み上げソフトや拡大読書器の普及により、情報を自由に入手できる環境づくりに取り組みます。
- ・ 大阪府と連携し、視覚と聴覚の重複障がいのある人に対応した触手話、指点字等のコミュニケーション手段の保障や理解の促進に努めるとともに、各分野で行われている講習会を支援し、人材の養成・確保に努めます。

¹⁴ きこえない・きこえにくい人ときこえる人を、オペレーターが“手話や文字”と“音声”を通訳することにより、電話で即時双方向につなぐサービスのことです。

¹⁵ 聴覚や発話に障がいのある人のための緊急通報システムのことです。スマートフォン、携帯電話のインターネット接続機能を利用して、簡単な操作で素早く119番通報することができます。

イ 環境の整備

- ・ 障がいのある人の情報通信機器の利用を促進するため、その使用方法等を学ぶ機会の確保に取り組むとともに、各所で開催されている講座等の周知に努めます。
- ・ 市立図書館や学校図書館、点字図書館等において、各館の特性や利用者のニーズに応じた、円滑な利用のための支援の充実を図るため、関係部局・機関が協働して取組を進めます。
- ・ 市立図書館においては、点字図書や録音図書をはじめとしたアクセシブルな書籍等の収集や製作を継続し、学校においては、「共に学び、共に育ち、共に生きる教育」を推進する立場のもとに市立図書館等との連携を一層進め、障がいのある人一人ひとりのニーズへの対応を行います。

第2章 地域での暮らしを支えるために

1 権利擁護・相談支援

現状と課題

障がいのある人もない人も人格と個性を尊重し合いながら地域で共に生き、共に支えあう社会を実現するためには、障がいのある人すべてが必要な福祉サービスを安心して適切に利用できることが不可欠です。

福祉サービスは、利用者である障がいのある人とサービス提供者とが対等な関係のもと、利用者の自己決定に基づいて利用することが前提となりますが、必要な情報の収集や判断が困難な場合もあることから、サービス利用に関する支援と権利擁護、苦情解決の仕組みの充実が必要です。

障がいのある人の権利擁護の取組については、サービス利用の観点から成年後見制度¹⁶を活用した支援や、後見等の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るための研修を行い、制度の利用を促進する必要があります。

2016（平成28）年5月には「成年後見制度の利用の促進に関する法律（以下「成年後見制度利用促進法」という。）」が施行され、成年後見制度の利用に関して、地域の関係機関等が適切に連携を図ることなどが求められています。

2017（平成29）年3月には「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」が示され、自らの意思を決定することに困難を抱える障がいのある人も、自らの意思が反映された生活が送れるよう、意思決定を支援することが求められています。

¹⁶ 知的障がい、精神障がい等で判断能力が不十分な人に対し、法的に権限が与えられた後見人等が、本人の意思を確認しながら、生活状況や身体状況等も考慮し、福祉サービスの利用契約や適切な財産管理等を行うことで、その人の生活を支援する制度のことです。

また、福祉サービスを支える人材の確保は大変重要な課題です。大阪市においても、社会経済状況や制度の動向等を踏まえ、サービス基盤の確保・サービスの質の向上の視点から、福祉人材の確保・定着・育成のための対応を検討していくことが重要です。

相談支援については、2012（平成24）年度より、各区1か所の障がい者相談支援センターと、その後方支援などを担う基幹相談支援センターを設置し、相談支援体制の充実を図ってきました。2018（平成30）年度からは各区の障がい者相談支援センターを基幹相談支援センターとして位置付けるとともに、障がい者相談支援調整事業を実施し、地域の相談支援事業所が効果的な支援を実施できるように、スーパーバイザーの派遣や相談支援専門員に対する研修に取り組み、機能強化を図ってきました。

指定相談支援事業所については、事業所数は着実に増えているものの、依然として、報酬単価が低いことや基本相談について報酬上の評価がされていないことから、事業者からは一定の質を保ちながら事業を実施するのは困難であるとの声が寄せられています。障がい福祉サービスの新規利用者数が年々増える中、相談支援の必要性は高まる一方であり、更なるサービス提供体制の確保が求められています。

また、障がいのある人の重度化・高齢化や「親なき後」を見据え、「相談」、「緊急時の受け入れ・対応」、「体験の機会・場」、「専門的人材の確保・養成」、「地域の体制づくり」の5つの機能を、地域の実情に応じて整備する「地域生活支援拠点等」の整備を進め、地域生活を支える体制を構築していく必要があります。

ひきこもりや家族（支援者）の高齢化などを背景に、社会で孤立していく、いわゆる「8050問題」など、福祉課題がより複雑化・多様化・深刻化しており、複合的な課題を抱えた世帯への一体的な支援が重要となっています。支援につながっておらず地域で孤立している場合には、今後を見据えて適切な福祉サービスにつなげていくことも必要です。

そのため、障がいのある人の支援機関だけではなく、区社会福祉協議会、地域包括支援センターなどの関係機関が持つ相談支援機能をつなげていくことが必要です。

2016（平成28）年8月に施行された改正「発達障害者支援法」では、発達障がいのある人やその家族等が、身近な地域で障がい特性に配慮した必要な支援が受けられるよう、地域の関係機関・事業所との連携強化や相談支援機能の充実が求められています。適切な支援を行うにあたっては、発達障がいの診断等を専門的に行うことができる医療機関等を確保することも重要です。

障がいのある人の地域における自立した生活を支援するため、市及び各区に地域自立支援協議会を設置しており、区地域自立支援協議会では、関係機関との連携によるネットワークの構築、困難事例や虐待防止への対応、地域移行に関する対応、災害時における対応などの課題への取組が必要とされています。また、市地域自立支援協議会では、区地域自立支援協議会のさらなる活性化に向けた取組を進める必要があります。

2024（令和6）年4月に施行される改正「障害者総合支援法」において、区地域自立支援協議会の役割として個別事例について情報共有することが明記され、個別課題の分析から地域課題を抽出し、解決を促進する取組が一層求められています。

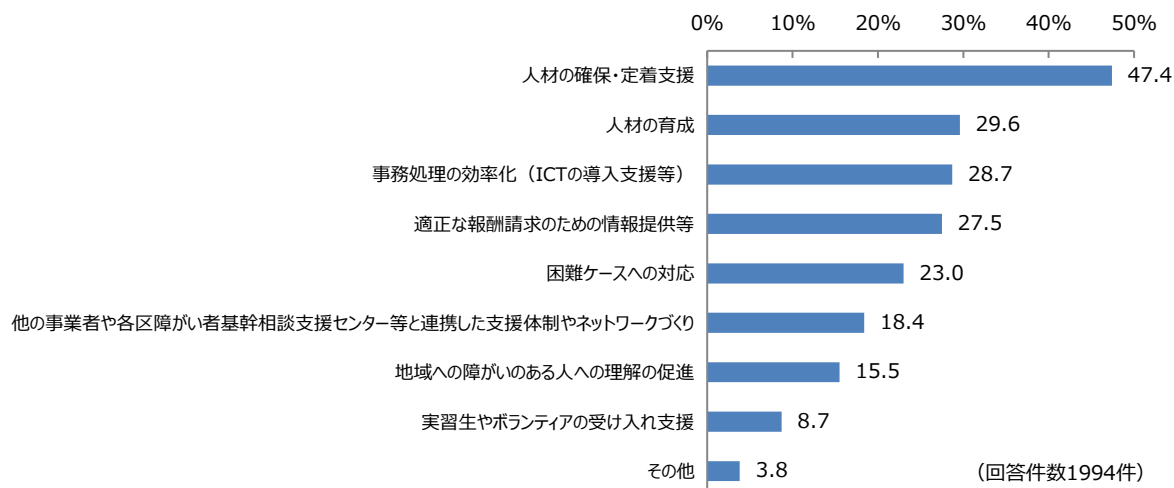
障がいのある人に対する虐待への対応については、2021（令和3）年度は虐待の通報及び届出が763件（養護者による虐待645件、施設等の従事者による虐待109件、使用者による虐待9件）、実際に虐待と判断した件数が51件（養護者による虐待40件、施設等の従事者による虐待11件、使用者による虐待0件）となっており、虐待の通報及び届出件数は依然として多い現状にあります。

障がいのある人に対する虐待を早期に発見し、適切な対応を行うことができるよう、また未然防止について、引き続き関係機関が連携して取り組んでいく必要があります。

◆◆◆◆◆◆◆◆2022（令和4）年度大阪市障がい者等基礎調査結果から◆◆◆◆◆◆◆◆

○ 提供しているサービスの課題に対して行政の支援を望む内容【複数回答】

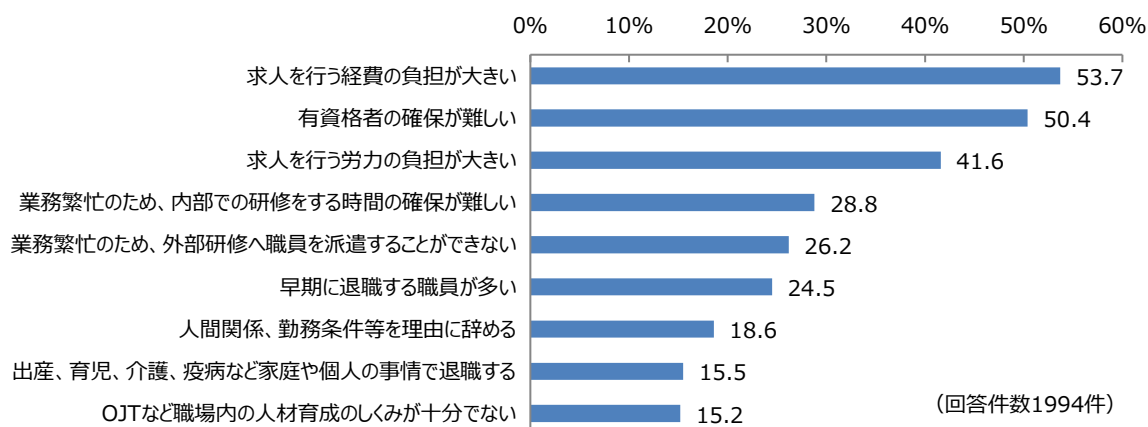
（サービス事業者調査）



「人材の確保・定着支援」がもっとも多く、次いで「人材の育成」となっており、サービス提供事業者において人材の確保・育成が大きな課題であり、行政による支援が望まれています。

○ 人材確保・定着・育成に対する課題【複数回答】（サービス事業者調査）

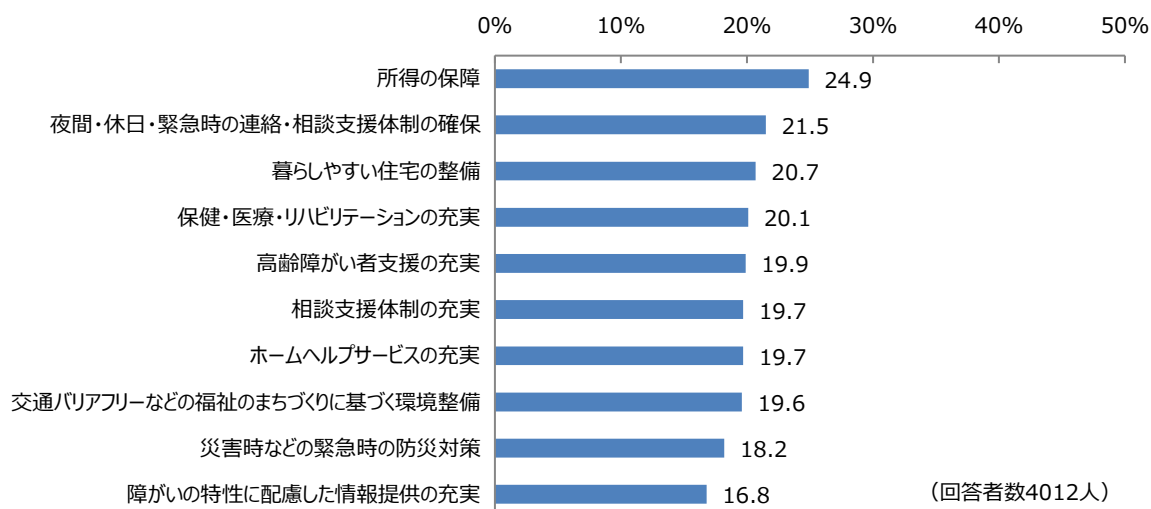
（上位10項目のみ掲載）



「求人を行う経費の負担が大きい」「有資格者の確保が難しい」が50%以上となっており、求人を行う負担及び人材の確保が大きな課題となっていることがうかがえます。

○ 障がい者施策全般に望むこと【複数回答】（障がい者本人用調査）

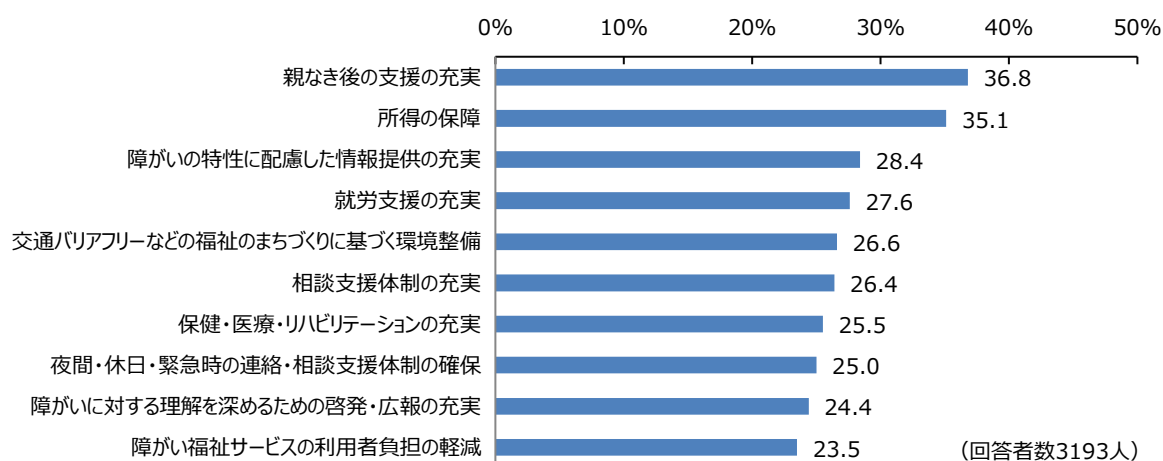
(上位 10 項目のみ掲載)



障がい者施策全般に望むことでは、「所得の保障」に次いで「夜間・休日・緊急時の連絡・相談支援体制の確保」と回答された方が多く、地域での暮らしを支える相談支援体制の充実が求められています。

○障がい者施策全般に望むこと【複数回答】（障がい者家族用調査）

(上位 10 項目のみ掲載)



家族への調査では、「親なき後の支援の充実」「障がい特性に配慮した情報提供の充実」と回答された方が多く、将来を見据えて適切な福祉サービスにつなげていくことが求められています。



(課 題)

① サービス利用の支援

- ア 福祉サービスの適切な利用
- イ 人材の確保・資質の向上
- ウ 成年後見制度の利用の促進

② 相談支援及びその体制の充実

- ア 相談支援事業の充実
- イ 相談支援体制の強化
- ウ 地域自立支援協議会の活性化

③ 虐待防止のための取組

- ア 障がい者虐待の防止のための啓発
- イ 養護者等による虐待への対応
- ウ 障がい者福祉施設従事者等による虐待への対応
- エ 使用者による虐待への対応
- オ 関係機関の連携体制の構築
- カ 精神科病院における精神障がい者虐待への対応

施策の方向性**(1) サービス利用の支援**

利用者の意思に基づいた福祉サービスが適切に提供されるよう、福祉人材の確保に努めるとともに、それを支える仕組みの活用を促進します。

ア 福祉サービスの適切な利用

- ・ ホームページや区保健福祉センターの窓口等、様々な機会をとらえ、必要な情報を提供します。
- ・ 障がいのある人の意思を尊重したサービス提供が行われるよう、集団指導の場等を通じて「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」の活用を促進を図ります。
- ・ 事業者への指導・監査での改善指導を通じ、障がいのある人が必要なサービスをより適切に利用できるよう取り組みます。

イ 人材の確保・資質の向上

- ・ 資格等を持ちながら職に就いていない人を対象とした復職支援研修や、事業者向けの求人・広報力向上研修等のほか、人材のすそ野の拡大に向けたアシスタントワーカー（いわゆる介護助手）の導入など、人材の確保を支援する取組を実施していきます。
- ・ 人材の定着・育成に向け、スキルアップ研修やキャリア研修、ハラスメント対策、多職種や他事業所との連携の推進に取り組むとともに、事務負担の軽減や業務の効率化等に取り組めます。
- ・ 障がい福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等の取組を推進します。
- ・ 国や府との役割分担や制度の動向等を踏まえ、人材の確保等について検討を進めるとともに、必要な改善策について強く国に要望を行います。

ウ 成年後見制度等の利用の促進

- ・ 判断能力が不十分であっても地域で安心して生活できるよう、地域の関係機関等が連携して、後見人とともに本人を支援する仕組み（権利擁護支援の地域連携ネットワーク）の構築を進めます。
- ・ 成年後見制度の認知度はいまだ高いと言える状況ではなく、引き続き、効果的な周知方法等を検討し、制度理解を促進します。
- ・ 大阪市成年後見支援センターにおいて、市民の特性を生かし、地域において身近な立場で後見活動を行う「市民後見人」の養成や活動支援を行います。
- ・ 福祉サービス利用援助、日常生活の金銭管理サービス等を行う「あんしんさぽーと事業（日常生活自立支援事業）」について、ニーズを見極めながら、地域に密着した事業展開を図るよう支援するとともに、成年後見制度への移行が必要な人が円滑に移行できるよう体制の整備を図ります。

（２）相談支援及びその体制の充実

複雑多様化する相談にも応じられるよう、相談支援体制の充実に取り組み、他分野の支援機関を含む関係機関との連携体制を強化します。
--

ア 相談支援事業の充実

- ・ 各区に設置する障がい者基幹相談支援センターが、区域における障がい者支援の相談窓口としての中心的な役割を果たすことができるよう、支援体制や専門性の確保などの機能強化に向けて取り組みます。
- ・ 相談支援従事者が専門性の高いケアマネジメントを実施できるよう、相談支援専門員に対する研修の充実を図ります。

- ・ 区障がい者基幹相談支援センターと、区保健福祉センターや地域活動支援センター（生活支援型）が連携して、相談支援事業所やサービス提供事業所、就業・生活支援センターとのネットワークを築き、区域のサービス提供事業所等の状況を把握し、相談支援事業において適切に活用できるよう努めます。
- ・ 複合的な課題を抱える世帯に対しては、地域包括支援センターなど、他の施策分野における相談支援機関と連携して適切な相談支援に努めます。
- ・ 各区の障がい者基幹相談支援センターに主任相談支援専門員を配置する等、地域の人材育成や支援体制づくりに取り組みます。
- ・ ピアサポーター等の当事者スタッフが、自らの障がいや疾病の経験を活かしながら、ピアの立場から相談に応じ、障がいのある人の自立を進めます。
- ・ 計画相談支援、地域相談支援、障がい児相談支援を必要とする人が適切に利用できるよう、相談支援事業者の確保に向けた取組を進めるとともに、報酬体系の抜本的な改善などを国に求めています。

イ 相談支援体制の強化

- ・ 区保健福祉センター、心身障がい者リハビリテーションセンター、こころの健康センター、こども相談センターなどの関係機関が相互の連携を深め、区障がい者基幹相談支援センター等の相談支援機関と連携して福祉課題に対応していきます。
- ・ 既存の仕組みでは解決できない複合的な課題を抱えた人や世帯に対して、区保健福祉センターが「調整役」となり、関係者が一堂に会して支援方針を話し合う「総合的な支援調整の場（つながる場）」を開催する等の取組により、相談支援機関・地域・行政が一体となった総合的な相談支援体制の充実を図っていきます。

- ・ 見守り相談室¹⁷では、要援護者の名簿を整備し、その情報を地域に提供して見守りにつなげるとともに、福祉専門職員が孤立する世帯等を積極的に訪問し、地域の見守り活動や必要な福祉サービスへつなげるなど、地域の見守りネットワークの強化を図ります。
- ・ 障がいのある人の権利を擁護できるよう、人権啓発・相談センター、区役所において、引き続き人権相談に対応します。
- ・ ヤングケアラーを含め家族が介護を担っている世帯等に対しては、障がいのある人と介護者の双方が自分らしい生活を送れるよう、相談窓口や障がい福祉サービス等に関する情報提供に努めるほか、関係機関との連携により適切な支援につなげるよう取り組みます。
- ・ 発達障がいのある人とその家族が、身近な地域で適切な相談支援が受けられるよう、発達障がい者支援センター（エルムおおさか）による関係機関、事業所への啓発、研修、機関支援の充実に努めます。
- ・ 精神障がいのある人の複合的課題に対応するため、地域における精神保健福祉相談の充実に図り、区保健福祉センターと地域活動支援センター（生活支援型）、区障がい者基幹相談支援センター間の連携強化を図ります。
- ・ こころの健康センター、地域活動支援センター（生活支援型）は、精神障がいに係る困難ケースや地域移行等への対応について、相談支援事業所への専門的な助言・指導を行います。
- ・ 改正「精神保健福祉法」で創設された入院者訪問支援事業において、精神障がいのある人の意向に応じて訪問支援員を派遣し、生活に関する相談や必要な情報提供等を行い、精神障がいのある人の権利擁護に取り組みます。

¹⁷ 「自ら相談できない人」等を支援するため、区社会福祉協議会に見守り相談室を設置し取組を行っています。

- ・ 区保健福祉センターにおいて難病患者、小児慢性特定疾病児、家族を対象に個別相談支援に取り組むとともに、特定医療費の支給認定業務を通じて「障害者総合支援法」に基づく給付の対象について周知を図るなど、必要な情報提供を行います。

ウ 地域自立支援協議会の活性化

- ・ 市及び区地域自立支援協議会は、障がいのある人の地域における自立した生活を支援するため、それぞれの圏域における関係機関や関係団体、障がい福祉サービス事業者や医療・教育・保育・就業を含めた関係者が、地域の課題を共有し、地域の相談支援体制の充実に向けた協議を行っていきます。
- ・ 区地域自立支援協議会では、地域の実情に応じた取組が進められてきていますが、より一層活性化し、地域課題や困難事例の解決が進むよう取り組みます。また、様々な分野の関係機関によるネットワークを構築し、各機関や事業所の円滑な連携と適切な支援の推進に努めます。
- ・ 改正障害者総合支援法において、地域自立支援協議会の参加者に対する守秘義務及び関係機関による情報提供についての努力義務が設けられることから、個別事例の検討を通じて地域の支援体制の整備が進むよう、必要な体制確保に取り組みます。
- ・ 市地域自立支援協議会では、区地域自立支援協議会の更なる活性化に向けて、必要な助言や支援ができる体制づくりを行います。また、区地域自立支援協議会が集約を行う諸課題について、市地域自立支援協議会で施策の方向性の検討や取組を進めます。

(3) 虐待防止のための取組

虐待は重大な権利侵害であり、障がいのある人への虐待を防止するための啓発や研修に努めるとともに、事案に対しては、速やかに適切な対応を行います。

ア 障がい者虐待の防止のための啓発

- ・ 虐待の防止、早期発見につながるよう、広く市民に対して啓発や広報を行っていきます。

イ 養護者等による虐待への対応

- ・ 区保健福祉センターや区障がい者基幹相談支援センターは、関係機関と連携し、養護者の介護負担の軽減や経済状態の改善等、家庭内の問題解消に向けて必要な支援を行います。
- ・ 休日・夜間を含めた通報受付体制を整備し対応を行うとともに、養護者からの虐待によって生命または身体に危険が生じ、緊急に分離が必要な場合には、区保健福祉センターが緊急一時保護等を行い、身体面での安全と精神的な安定を確保します。
- ・ 区保健福祉センターや区障がい者基幹相談支援センターにおいて適切に対応できるよう、専門職による助言を行うなどの後方支援を行います。

ウ 障がい者福祉施設従事者等による虐待への対応

- ・ 障がい福祉サービス事業者等に対して、集団指導等において人権・権利擁護に関する研修を実施し、虐待の未然防止に努めます。
- ・ 虐待が疑われる事案が発生した場合には、関係部局と連携し、速やかに事実確認を行います。また、虐待事案については、事業者に対して再発防止のための改善を求めるとともに、事業者指導・監査の取組を強めます。

エ 使用者による虐待への対応

- ・ 使用者による虐待についての通報等を受け付け、都道府県や労働局をはじめ市町村や関係機関等との連携及び情報共有を図りながら、障がいのある人の社会参加が円滑に進むよう、適切に対応を行います。

オ 関係機関の連携体制の構築

- ・ 市及び区においては、高齢者虐待等への対応も含めた地域のネットワーク強化を図るため、相談支援機関や福祉サービス事業者、弁護士・社会福祉士等の専門職、警察などさまざまな関係機関で構成する虐待防止連絡会議を定期的を開催するなど、引き続き関係機関、関係団体との情報の共有化や連携強化、ネットワークの構築を進めます。

カ 精神科病院における精神障がい者虐待への対応

- ・ 改正「精神保健福祉法」において、精神科病院における精神障がい者虐待について通報制度が規定されましたが、通報を受けた場合の立入検査や改善指導等だけでなく、精神科病院職員への人権問題に関する啓発や療養環境の向上に向けた取り組み等を通じた虐待の未然防止を推進します。また、入院者への虐待が強く疑われ緊急性が高い場合等は、予告期間なしに実地指導を実施します。

2 生活支援

現状と課題

障害者総合支援法については、2022（令和4）年12月に一部改正法が公布され、公布後3年以内に「就労選択支援」が創設されるなど、障がい福祉サービスの充実が図られています。

大阪市としては、福祉サービスを必要とする人が安心して利用することができるよう、また恒久的でわかりやすい制度が構築されるよう積極的に国に働きかけていくとともに、新たな制度のもとで円滑にサービス提供できる体制を整備していく必要があります。

障がいのあるこどもへの支援については、2024（令和6）年4月に施行される改正児童福祉法において、児童発達支援センターの類型（福祉型・医療型）が一元化されるとともに、児童発達支援センターが地域における障がい児支援の中核的役割を担うことが明確化されました。また、障がい児入所施設から成人としての生活への円滑な移行調整を進めるために、協議の場を設け関係者との連携及び調整を図ることが求められています。

児童発達支援や放課後等デイサービスについては、提供される支援の内容が多様で、数は増えているものの、支援の質の観点からも大きな開きがあるとされていることから、サービス提供事業者の支援の質の向上と支援内容の適正化が求められているところです。

加えて、児童発達支援事業所や放課後等デイサービス事業所は、関係機関・団体等と連携して、地域支援体制を構築していく必要があり、区地域自立支援協議会等に参加できる体制が求められています。

また、2021（令和3）年9月に施行された「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」では、医療的ケアの必要な児童の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職の防止に資し、安心してこどもを育てることができる社会を実現することが目的とされており、医療的ケアの必要な児童及びその家族を支援するためにも、身近な地域で必要な支援が受けられるよう短期入所事業等の支援の充実を図るとともに、保健、医療、福祉、保育、教育等の各関連分野が協働し、総合的に支援を行っていくことが求められています。

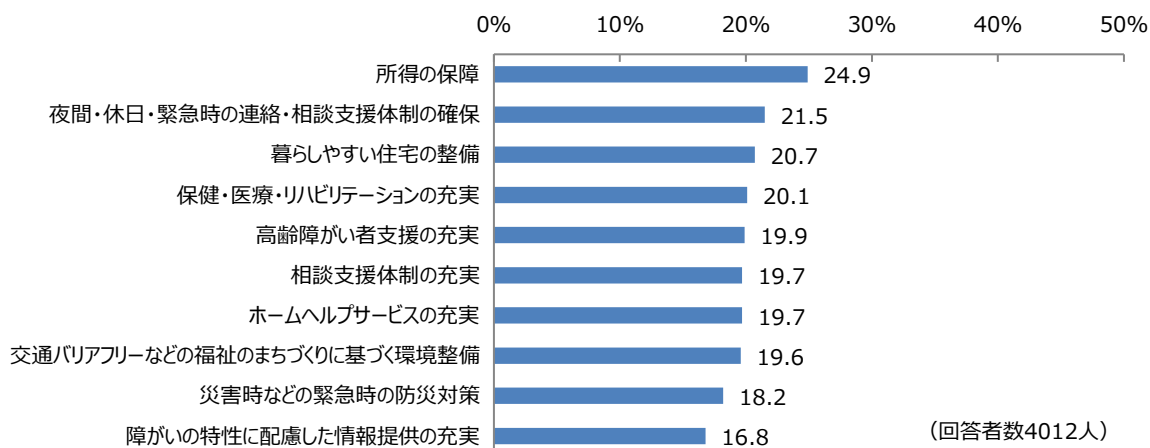
2018（平成 30）年度から制度化された共生型サービスについて、今後も、障がいのある人が身近なところで適切なサービスを受けられるよう引き続き取り組んでいくことが必要です。

また、強度行動障がいなど、重度の障がいのある人の地域生活を支えるため、身近な地域のサービス提供事業者が、適切かつ専門的な支援を行うことができるよう、スキルアップを図る仕組みづくりに取り組む必要があります。

◆◆◆◆◆◆◆◆2022（令和4）年度大阪市障がい者等基礎調査結果から◆◆◆◆◆◆◆◆

○ 障がい者施策全般に望むこと【複数回答】（障がい者本人用調査）

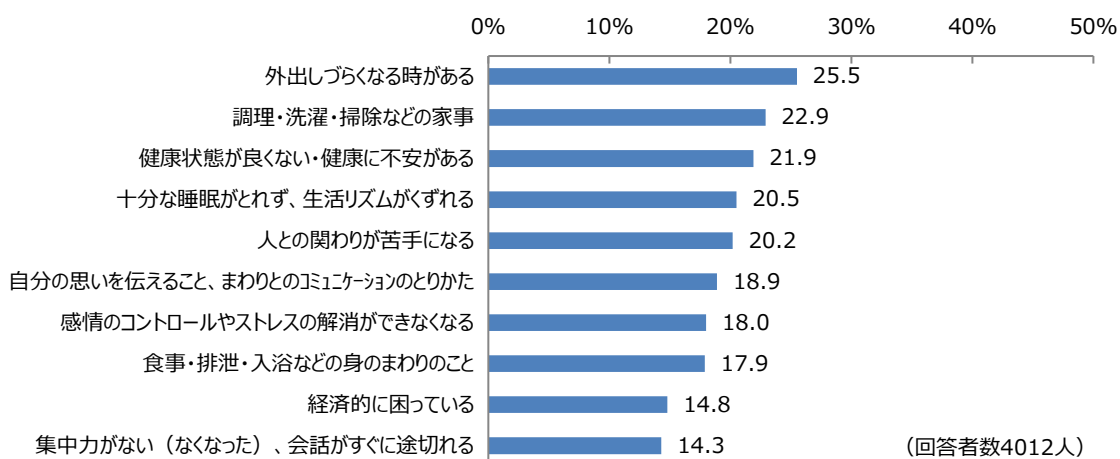
（上位10項目のみ掲載）



障がい者施策全般に望むことでは、「所得の保障」を望む方が最も多くなっています。

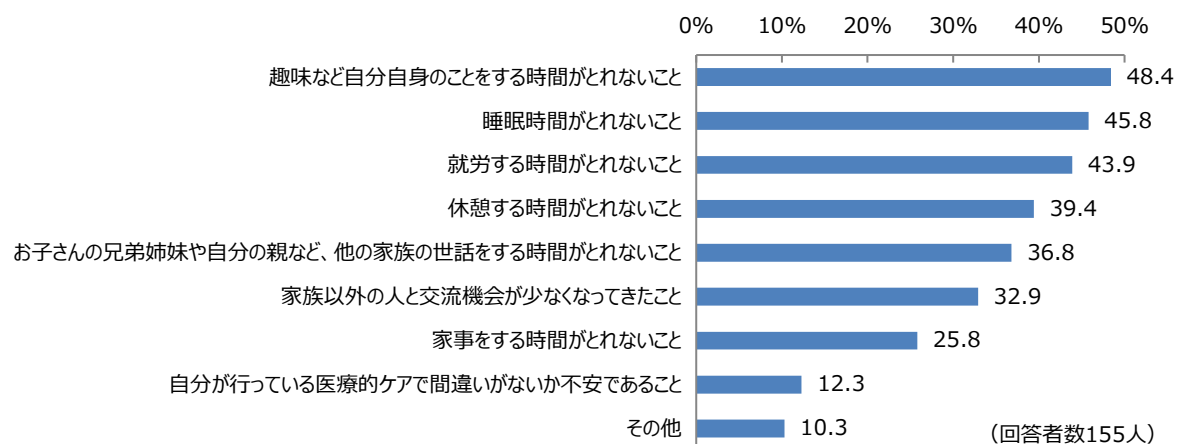
○ 障がいによって困っていること【複数回答】（障がい者本人用調査）

（上位10項目のみ掲載）



障がいによって困っていることでは、「外出しづらくなる時がある」「調理・洗濯・掃除などの家事」「健康状態が良くない・健康に不安がある」と回答された方が多く、地域における居宅内及び外出時の支援が求められています。

○ **負担を感じていること【複数回答】**（医療的ケアの必要なこども基礎調査）



「趣味など自分自身のことをする時間がとれない」「睡眠時間がとれない」「就労する時間がとれない」など、身体面や経済面において負担になっていることがうかがえます。



(課 題)

① 在宅福祉サービス等の充実

- ア 訪問系サービス及び短期入所の充実
- イ 地域生活支援拠点機能の充実
- ウ 福祉用具利用や住宅改修に関する相談事業の推進
- エ 所得保障の充実

② 居住系サービス等の充実

③ 日中活動系サービス等の充実

④ 障がいのあるこどもへの支援の充実

- ア 障がいのあるこどもへの支援の充実
イ 関係機関の連携した支援の推進

施策の方向性

(1) 在宅福祉サービス等の充実

在宅において、個々の状況やニーズに応じたサービスが利用できるよう、必要な取組を行うとともに、制度及び事業報酬の見直しを国に働きかけていきます。

ア 訪問系サービス及び短期入所の充実

- ・ 居宅介護をはじめとする訪問系サービスについて、個々のニーズに沿ったサービス利用となるよう、ニーズ把握を行いながら事業のあり方を検討し、推進を図ります。
- ・ 2018（平成 30）年4月から入院中の医療機関における重度訪問介護の利用が一部可能となりましたが、今後も常時介護や医療的ケアなど利用者のニーズに応じた適切なサービス提供が行えるよう、重度訪問介護の対象拡大や報酬の見直しなどの必要な改善について国に働きかけていきます。
- ・ 移動支援事業について、障がい種別にかかわらず、外出支援のニーズに対応できるよう、国の責任において全国統一した基準を設けるとともに、自立支援給付に含めるよう制度の見直しや、十分な財源措置を講ずるよう国に働きかけていきます。
- ・ 短期入所について、必要な時に利用できるようにするためには、サービス基盤の確保が必要であることから、安定して事業所が運営できるように国に対し報酬改定を含む制度の見直し等を働きかけていきます。また、介護者の疾病等の理由により居宅で介護が受けられないなどの緊急時への対応だけでなく、利用者の心身の状況等を勘案して必要に応じた利用が可能であることを周知していきます。
- ・ サービスの利用が必要な時に円滑に利用できるよう、情報提供等の仕組みづくりについて検討していきます。

イ 地域生活支援拠点機能の充実

- ・ 障がいのある人の重度化・高齢化や家族（支援者）の高齢化、「親なき後」に備え、市域の事業者どうしが連携して地域生活を面的に支援するため、「地域生活支援拠点等」の機能の充実を図ります。

ウ 福祉用具利用や住宅改修に関する相談事業の推進

- ・ 個々の障がい状況や生活実態に適した福祉用具が入手しやすくなるよう、わかりやすい情報提供を行うとともに、品目の追加・見直しや基準の改定等について検討するなど、より効果的な給付に努めます。
- ・ 住宅の改修についての具体的な相談の実施及び改修費助成事業の推進を図ります。

エ 所得保障の充実

- ・ 年金制度をはじめとした所得保障制度の充実及び無年金者への対応を強く国に働きかけます。

（２）居住系サービス等の充実

安心・安全に地域で暮らすことができる「住まい」を確保できるよう、グループホームの整備を促進し、制度及び事業報酬の見直しを国に働きかけていきます。

- ・ 「住まい」の場であるグループホームにおいては、障がいのある人一人ひとりの実情を踏まえた必要な支援が継続して受けられることで、障がいのある人が安心・安全に地域で暮らしていくことが可能となることから、制度の充実について、次のとおり引き続き国に働きかけていきます。
 - 経過措置とされているグループホームにおける個人単位でのホームヘルプサービス利用について恒久的な制度とすること
 - グループホーム利用者の居宅介護にかかる通院介助の回数制限を撤廃すること

- 入院・外泊時や日中の支援に対する一定の評価を行うなど、利用者に対して必要かつ十分な支援を行うことができるよう適正な報酬の単価を設定すること
- 医療的ケアの必要な障がい者、強度行動障がい者、高齢重度障がい者等、重度の障がいのある人に対する支援を十分に行えるよう、事業所の運営体制に配慮した適正な加算の創設及び報酬単価を設定すること
- 生活保護・非課税世帯を対象とした上限月額1万円の家賃助成（特定障がい者特別給付費）について、「住まい」の選択を狭めることのないよう、負担軽減のために上限月額を引き上げること
- ・ グループホームの整備促進のため、引き続き、国の補助制度（新築）を活用した整備促進に努めます。
- ・ また、本市においては、強度行動障がいなど重度障がいのある人の受け入れを促進するため、重度障がいのある人を新たに受け入れるグループホームに対する住宅改造等の補助について、今後も引き続き実施していきます。
- ・ 都市部におけるグループホームに適した物件の確保の困難さに対応するため、市営住宅の活用を希望するグループホーム事業者を利用可能な住戸のマッチングについて、今後も引き続き実施していきます。

（３）日中活動系サービス等の充実

障がいの状況やニーズに応じた多様な日中活動を支援できるよう、適切な事業実施に向けた取組を行うとともに、制度及び事業報酬の見直しを国に働きかけていきます。

- ・ 生活介護について、送迎加算の拡充や重度障がいのある人の支援等に対応した適正な報酬単価の設定を国に働きかけていきます。
- ・ 自立訓練について、リハビリテーション加算の充実など適正な報酬単価の設定を国に働きかけていきます。

- ・ 就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援について、障がいのある人の就労を進めるうえで、重要なサービスです。支援がより効果的に行われるよう、障がい者就業・生活支援センター等関係機関との連携強化に取り組みます。また、多様な働き方のニーズに対応するなど、利用者の希望を踏まえた事業運営が行われるよう、サービス提供事業者の支援の質の向上と支援内容の適正化に向けて取り組んでいきます。
- ・ 今後新たに創設される就労選択支援事業については、障がいのある人が就労先や働き方についてより良い選択をするために、就労アセスメントの手法を活用し、本人の希望、就労能力や適性等に合った適切なサービス利用につながるよう、円滑な事業実施に努めます。
- ・ 地域活動支援センター（活動支援型）について、障がいのある人への多様な日中活動のニーズに対応する社会資源として役割を果たせるよう、安定した運営ができるよう努めます。
- ・ 2018（平成 30）年度から制度化された共生型サービスについて、利用者や家族等のニーズに応じた事業運営が円滑になされるように努めます。

（４）障がいのある子どもへの支援の充実

障がいのある子どもが身近な地域で支援を受けられるよう、さまざまな障がいの特性に対応できる療育支援機関の確保に努めつつ、各関係機関との連携を推進します。

ア 障がいのある子どもへの支援の充実

- ・ 障がいのある子どもを早期に発見し、早期に適切な支援を受けることができるように、保護者やきょうだいなどの家族を含めた支援を踏まえて取組を進めます。
- ・ 児童発達支援センターが地域の障がい児支援の中核として専門的機能を活かし、障がい児相談支援をはじめ児童発達支援や放課後等デイサービスなどのサービス提供事業者等と緊密に連携して、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進する取組を進めます。

- ・ 児童発達支援や放課後等デイサービスについて、「児童発達支援ガイドライン」及び「放課後等デイサービスガイドライン」を踏まえながら、サービス提供事業者の支援の質の向上と支援内容の適正化に向けて取り組んでいきます。
- ・ 保育所や幼稚園等における障がいのあるこどもの積極的な受入れを支援するため、障がいのないこどもとの集団生活に適應するための専門的な支援を行う保育所等訪問支援について、適切な報酬単価となるよう国に働きかけ、一貫した支援の推進につなげます。
- ・ 発達障がいのあるこどもを対象とした専門療育機関の確保や、発達障がい者支援センター（エルムおおさか）によるペアレント・トレーニング等の充実により、発達障がいのあるこどもとその家族等の支援に努めます。
- ・ 重症心身障がいのあるこどもを対象とした児童発達支援センターや障がい児通所支援事業所の確保により、障がいの特性に配慮した療育支援を推進するとともに、適正な報酬単価となるよう国に働きかけていきます。
- ・ 医療的ケアの必要な障がいのあるこどもやその家族が、身近な地域で安心して生活することができるよう、医療的ケアに対応した短期入所事業等の支援の充実を図ります。
- ・ 強度行動障がいや高次脳機能障がいのあるこども及び医療的ケアの必要なこどもの支援ニーズを把握し、障がい児通所支援等において適切な支援が行えるよう取り組みます。
- ・ 障がい児入所施設における専門的な療育支援機能の確保に引き続き取り組むとともに、入所している児童が18歳以降も適切な場所で適切な支援を受けることができるよう、関係者との協議の場を設ける等により成人としての生活への円滑な移行調整を行います。
- ・ 虐待を受けた障がいのあるこどもに対して、障がい児入所施設において個々の状況等に応じたきめ細かな支援を行えるよう、職員配置基準の見直しや、適正な報酬単価への改善等を引き続き国に働きかけていきます。

イ 関係機関の連携した支援の推進

- ・ 乳幼児期、学齢期、学校卒業後のそれぞれにおいて、障がいのあるこどもが利用する福祉サービスや支援機関は、保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等多岐にわたることから、各機関が連携して継続性をもってライフステージに応じた支援を行っていきます。
- ・ これまで受けてきた支援の内容や本人の特徴を記入する「サポートブック」について、発達障がいのある人が、ライフステージが変わっても新しく所属する機関や支援機関へ情報を適切に伝えるために活用することで、切れ目なく適切な支援を受けることができるよう、普及啓発に取り組みます。
- ・ 医療的ケアが必要な障がいのあるこどもに対する支援体制の充実に向けて、医療・保健・福祉・保育・教育等の各関連分野の関係者が連携を図る協議の場である「大阪市医療的ケアが必要な児童等の支援に関する検討会議」において協議・検討を行うほか、関係部局との連携を図り、施策を推進していきます。
- ・ 障がい福祉サービス事業所等に対する、医療的ケアに係る介護技術の向上を目的とした研修や、相談援助等の支援を行うコーディネーターを養成するための研修等の実施に努めます。
- ・ 障がいのあるこどもやその家族等を支えるため、身近な相談支援機関や医学的診断・検査・運動発達評価を行う専門的機能を持った機関等がそれぞれの特性を活かして相談支援を実施します。

3 スポーツ・文化活動等

現状と課題

障がいのある人が心豊かな地域生活を送るためには、充実した余暇を過ごすことが重要であり、社会参加の機会の確保やスポーツ・文化活動の振興を図る必要があります。

「スポーツ基本法」においては「障害者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障害の種類及び程度に応じ必要な配慮をしつつ推進されなければならない。」とされています。

また、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催、新型コロナウイルス感染症の影響などにより、障がい者スポーツを取り巻く状況が変化する中、国においては、「スポーツが社会活性化等に寄与する価値」を更に高めるべく、2022（令和4）年3月に「第3期スポーツ基本計画」が策定されました。

大阪市では、1974（昭和49）年5月にわが国で初めての障がい者専用のスポーツセンター（現長居障がい者スポーツセンター）を開設し、1997（平成9）年10月に開設した舞洲障がい者スポーツセンターとともに、障がいのある人にスポーツやレクリエーションの機会を提供しています。

これまで、「障がいのある人が、いつ一人で来館してもスポーツを楽しむ事ができる」を基本方針として、専門性の高い指導員を配置し、スポーツの指導や教室を開催するほか、関係団体等と連携して、障がい者スキー教室の実施、国際親善車いすバスケットボール大会の開催など、障がい者スポーツ振興のための様々な取組を進めてきました。一方で、長居障がい者スポーツセンターでは施設の老朽化が著しいことから、その対応として、2021（令和3）年11月の戦略会議において、建替えなどの方向性を決定しました。引き続き、障がいのある人が安心してスポーツを楽しむ事ができるよう、拠点施設としての機能を継承、発展させていく必要があります。

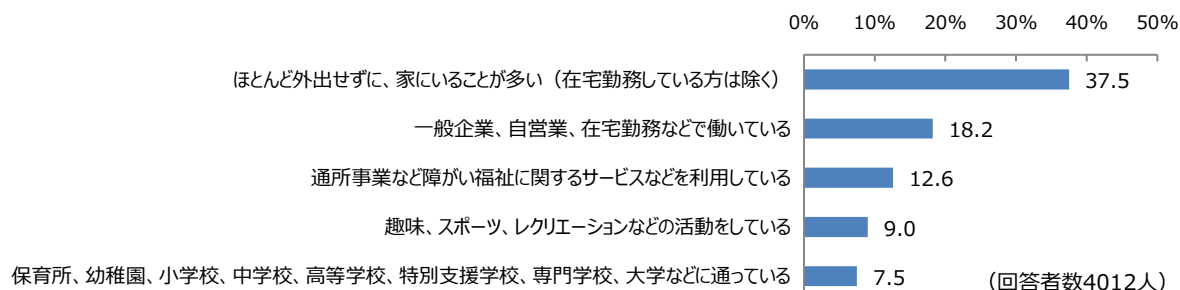
また、身近な地域での障がい者スポーツ振興を図るため、区役所をはじめ、スポーツ施策、障がい者施策を担う関係所属や関係団体等が連携して、障がいのある人もない人も誰もがスポーツと一緒に親しみ楽しめる機会づくりや環境づくりを行うことが重要です。

加えて、芸術・文化活動についてもあわせて振興を図り、障がいのある人の社会参加や障がいのある人に対する理解を促進していくことが重要であり、その支援が求められています。

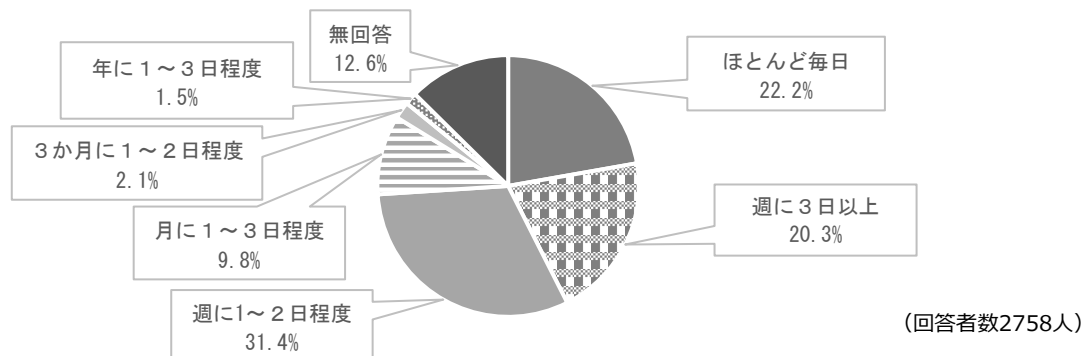
◆◆◆◆◆◆◆◆2022（令和4）年度大阪市障がい者等基礎調査結果から◆◆◆◆◆◆◆◆

○ 日中の主な活動【複数回答】（障がい者本人用調査）

（上位5項目のみ掲載）



○ 直近1年間の運動やスポーツの程度【単一回答】（障がい者本人用調査）



「ほとんど外出せずに、家にいることが多い」と回答された方が最も多い一方、「趣味、スポーツ、レクリエーションなどの活動をしている」と回答された方は9.0%であり、引き続き社会参加の促進に取り組む必要があります。1年間の運動の程度については、「週に1～2日程度」が最も多くなっています。

（課題）

① スポーツ・文化活動の振興

ア スポーツ・文化活動への参加の促進

イ スポーツ・文化活動の環境整備

ウ スポーツ・文化活動の推進

② 地域での交流の推進

施策の方向性

(1) スポーツ・文化活動の振興

障がいのある人のスポーツ活動や芸術・文化活動への参加を促進するために、環境整備や人材育成に取り組むとともに、地域交流を推進していきます。

ア スポーツ・文化活動への参加の促進

- ・ 身近な地域でスポーツ活動に参加できる機会を確保するため、地域のスポーツセンターやプールなどのスポーツ施設について情報発信を積極的に行い、障がいのある人の利用促進を図ります。
- ・ 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会等の開催による盛り上がりを契機として、障がい者スポーツや障がいへの理解促進を図るとともに、障がいのある人へのスポーツを始めるきっかけづくりのため、障がい者スポーツに触れる機会を創出し、障がい者スポーツの振興を図ります。
- ・ 芸術・文化に触れる機会を創出するため、文化施設の入場料割引などの優待制度の協力を求め、障がいのある人の芸術・文化活動への参加の促進を図ります。

イ スポーツ・文化活動の環境整備

- ・ 舞洲障がい者スポーツセンター（アミティ舞洲）や長居障がい者スポーツセンターにおいて、障がいのある人が、その障がいの状況に応じて、気軽にスポーツに取り組めるよう、各種の教室を開催するとともに、障がい者スポーツの拠点施設として、地域のスポーツセンターやプールなどとの連携を強化し、さらなるスポーツ活動の普及を図ります。
- ・ 身近な地域での障がい者スポーツ振興を図るため、地域特性を踏まえ区ごとに取組を推進します。障がいのある人に対してその状況に応じて適切にスポーツの指導ができる障がい者スポーツ指導員の養成やボランティアの育成とともに、各区のスポーツセンター・プールに障がい者スポーツ指導員等の配置を行うよう取り組みます。

- ・ 障がいのある人が余暇を楽しみながら、人間関係を広め、社会参加の機会となるよう、障がいの状況やライフスタイルに適したレクリエーションの普及や多様化するスポーツ活動の支援を行います。また、障がいのある人もない人も誰もが一緒に気軽にスポーツに親しみ、楽しめる機会づくりや環境づくりを推進します。
- ・ 市立の各種ホール・施設について、安全の確保や利便性の向上、バリアフリー化の一層の促進を図ることや、視覚障がい者等の読書環境の充実等、障がいのある人に配慮した環境整備を進めます。
- ・ 2021（令和3）年11月の戦略会議における、建替えなどの方向性の決定を踏まえ、「新たな長居障がい者スポーツセンター（仮称）」が、本市障がい者スポーツ振興の中核的な拠点施設として機能強化を図ることができるよう整備を進めます。

ウ スポーツ・文化活動の推進

- ・ スポーツの競技力の向上を図るため、各種スポーツ大会の開催、競技団体の育成や選手の派遣を行います。また、国際競技大会等において優秀な成績を収めたアスリートへの表彰を行います。
- ・ 舞洲障がい者スポーツセンターでは、ボッチャ競技のナショナルトレーニングセンター競技別強化拠点施設として指定を受けており、さらなる競技力の向上に努めます。
- ・ 障がいのある人が心豊かな地域生活が送れるよう、身近な地域におけるスポーツ活動や芸術・文化活動を推進します。

（2）地域での交流の推進

- ・ 障がいの有無にかかわらず誰もが地域生活を営む中で交流し、相互理解を深めることで、地域での共生がより一層進んでいく好循環を生み出していくように支援します。

第3章 地域生活への移行のために

1 入所施設からの地域移行

現状と課題

障がいのある人やそのご家族などが、住み慣れた地域で安心して生活していくためには、相談支援体制や福祉サービスなどの地域生活を支援する体制の充実が必要です。

併せて、障がいのある人もない人も人格と個性を尊重しあいながら地域で共に生き、共に支えあう社会の実現に向けた取組が重要です。

施設入所支援については真に必要な人への支援とし、可能な限り地域で生活を継続することができるよう、地域において適切なサービスに繋がるように支援を行う必要があります。

障がいのある人が適切な支援がないことにより、本人の意に反して長期にわたり福祉施設等での入所生活を余儀なくされることは「人権侵害」であるとの認識に立ち、本人の意向を十分に尊重しながら、安心して地域での自立生活に移行できるよう取組を推進していく必要があります。

第6期大阪市障がい福祉計画では、施設入所者の地域移行者数の目標数値を、国の基本指針で示された「2019（令和元）年度末の施設入所者数の6%以上」に基づいて設定しており、その目標値については達成していますが、長期間入所している人の対応を含め、より一層の取組を進める必要があります。

2022（令和4）年度大阪市障がい者等基礎調査によると、施設入所者の入所期間については、5年未満が18.4%、5年以上10年未満が12.8%、10年以上が63.9%（うち20年以上が41.4%）となっており、長期にわたり施設で生活している人が半数を占める状況です。

そうした状況を踏まえ、地域移行を推進するにあたっては、本市はもとより入所施設・障がい者基幹相談支援センター・本人や家族を支援する関係機関などが連携して具体的な取組を進める仕組みを構築する必要があります。

また、障がいのある人が不安なく施設から地域生活に移行でき、その後も地域で安心して暮らし続けるためには、地域移行や地域定着の支援を充実する必要があります。

地域移行や地域定着の支援については、単に「施設から地域に生活の場を移す支援」ではなく、「施設での生活から自らが望む暮らし方をつくりあげる支援」すなわち「一人ひとりの地域における生活をつくる支援」であり、本人の意向を十分に尊重しながら進めることが必要です。

地域生活への移行に向けて具体的な支援を行う仕組みである地域移行支援については、積極的な活用を図っていく必要がありますが、報酬単価が低いことや、支援に必要な交通費が利用者の負担であることなど、事業者と利用者の双方に負担が生じています。また、入所者の重度化や高齢化への対応などとも合わせ、地域移行支援を必要とする人が適切に利用できる制度となるよう、その改善を国へ求めていく必要があります。

また、地域移行支援の利用につなげるための支援として、入所施設や相談支援事業者による適切なアセスメントのもと、地域生活についてのわかりやすい情報提供や体験の機会の提供などのさまざまな取組を行い、本人や家族が地域生活に関して前向きに考えることができるよう支援することも必要です。

地域移行に向けては、本人や家族が、地域生活に関する不安を解消し、具体的なイメージを持つことができるよう、きめ細やかに支援することが必要です。重い障がいがあっても地域で生き生きと暮らしている事例等を提示しながら、具体的に伝えていく工夫も必要です。また、地域の相談支援事業者やピアサポートによる支援など施設外の視点による支援や、意思決定支援の観点も重要です。

また、これらの取組を通じて、障がい者支援施設が担う役割や機能について考えることも重要です。障がい者支援施設は、障がいのある人や家族の地域生活を支える身近な存在のひとつとして、地域の関係機関と連携し、これまで蓄積してきたノウハウや専門性を活かしながら、地域に根差した支援を行う機関として機能していくことが期待されます。

第6期大阪市障がい福祉計画では、施設入所者数の目標数値を、国の基本指針で示された「2019（令和元）年度末の施設入所者数の1.6%以上削減」に基づいて設定しており、その目標値については達成する見込みですが、引き続き取組を行いながら、入所施設と地域の関係機関が連携して障がいのある人の生活を支える地域の基盤づくりを進める必要があります。

また、地域生活への移行後を支える「地域で暮らすための受け皿づくり」については、重度の障がいのある人も、地域で安心して暮らせるよう、グループホーム等の住まいの場の確保のほか、日中活動の場や居宅介護等の各種サービス提供、また夜間や緊急時に対応できる仕組みの構築などの総合的な支援体制を整備する必要があります。

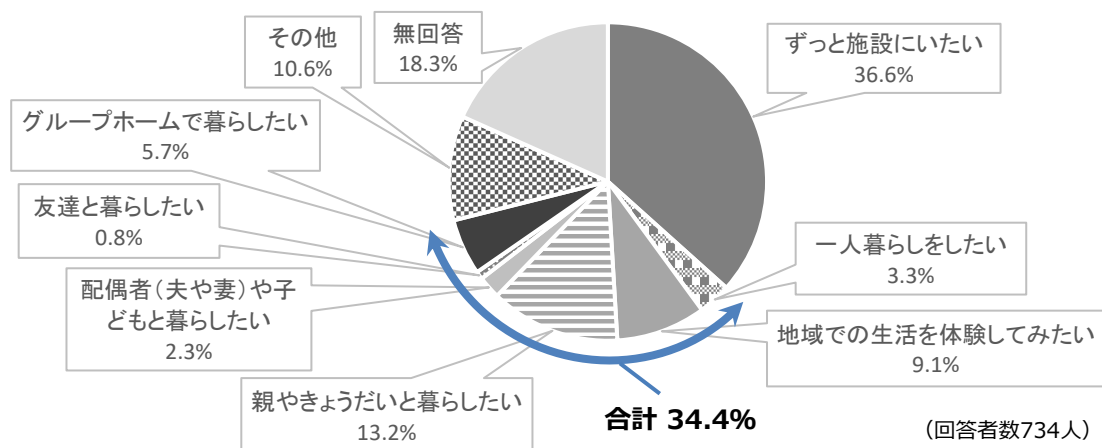
2022（令和4）年度大阪市障がい者等基礎調査によると、大阪市外の施設に入所している人は49.1%となっており、障がい支援区分の認定調査や計画相談支援の利用等を通じて、計画的にその実態や意向の把握に努める必要があります。また、障がい児入所施設に入所している児童について、18歳以降も適切な場所で適切な支援を受けながら暮らすことができるよう、地域生活への移行を踏まえた支援体制の充実を図る必要があります。さらに、行動障がい・重度の重複障がい等のより手厚い支援が求められる人に対する地域生活への移行についても、適切な支援が行われるように体制を整備する必要があります。

矯正施設¹⁸等を退所した障がいのある人に対する支援については、地域生活への移行の支援だけではなく、移行後に社会的に孤立しないよう、地域で安心して生活し続けられるような支援が必要です。

¹⁸ 刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院のこと。「障害者総合支援法」に基づく地域移行支援の対象となっています。

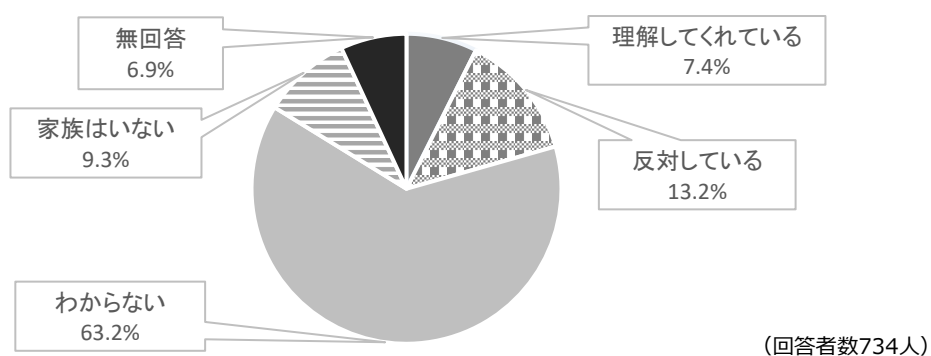
◆◆◆◆◆◆◆◆2022（令和4）年度大阪市障がい者等基礎調査結果から◆◆◆◆◆◆◆◆

○ 施設を出て生活したいと思うか【単一回答】（施設入所者用調査）



「親やきょうだいと暮らしたい」「地域での生活を体験してみたい」など、地域で暮らしたいと思っている方が 34.4%おられ、本人の意向を十分に尊重しながら、地域移行の取組を進めていく必要があります。

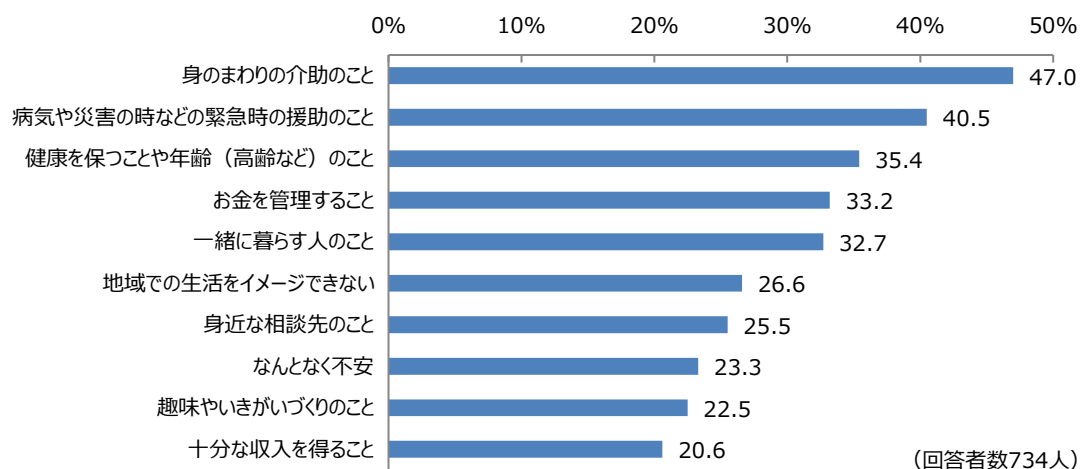
○ 施設を出て生活することに関する家族の理解【単一回答】（施設入所者用調査）



「わからない」と回答された方が6割おられ、地域生活への移行について、本人の意向や家族の思いなどを共有する機会を増やせるよう取組を進めていく必要があります。

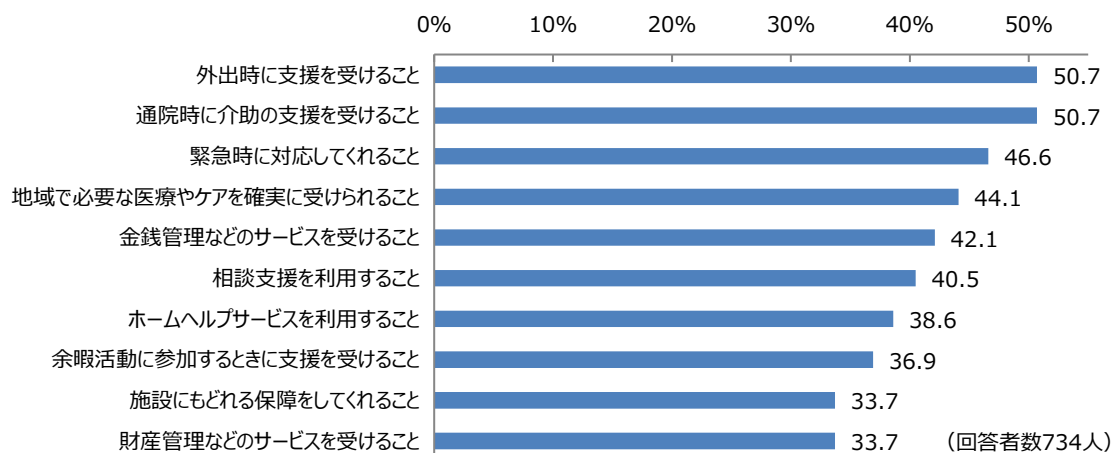
○ 施設を出て生活することで不安に思うこと【複数回答】（施設入所者用調査）

（上位10項目のみ掲載）



○ 施設を出て生活をするときに必要と思うこと【複数回答】（施設入所者用調査）

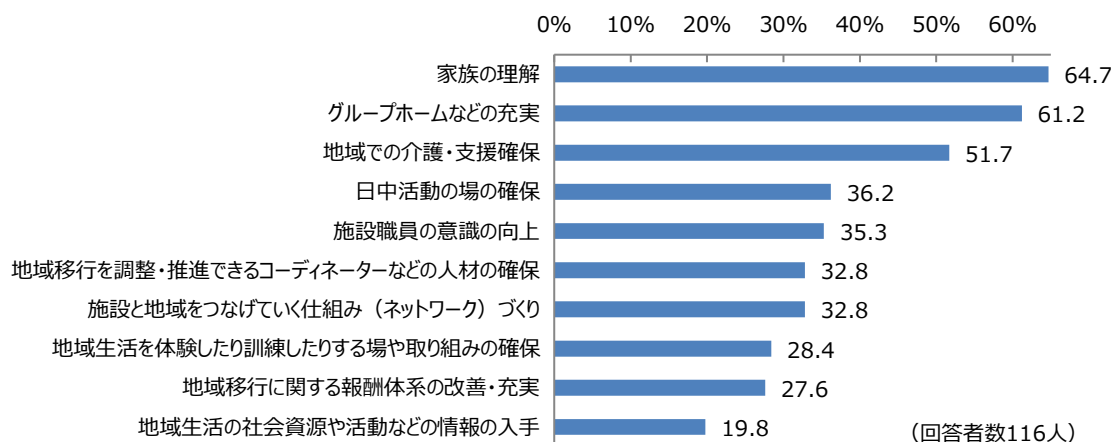
（上位10項目のみ掲載）



施設を出て生活することで不安に思うことでは、「身のまわりの介助のこと」「病気や災害の時などの緊急時の援助のこと」「健康を保つことや年齢（高齢など）のこと」と回答された方が多く、施設を出て生活をするときに必要と思うことでは、「外出時に支援を受けること」「通院時に介助の支援を受けること」「緊急時に対応してくれること」と回答された方が多く、地域生活を支えるサービス基盤の確保と支援体制の充実が求められています。

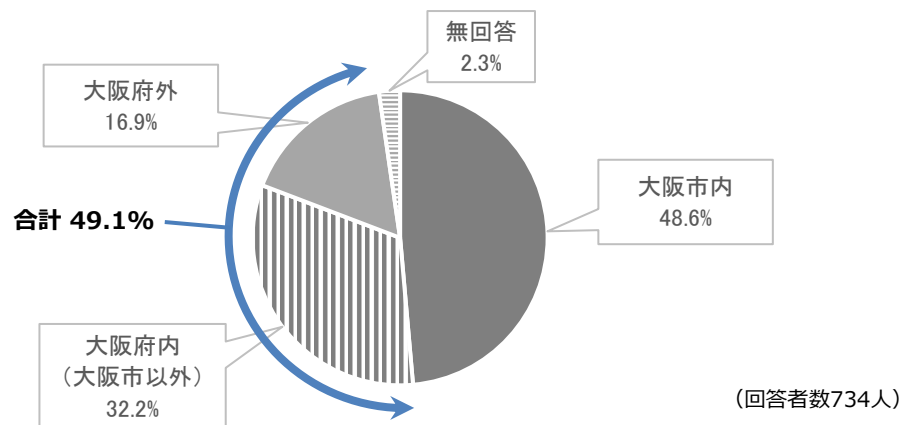
○ **地域移行を進めるうえでの課題【複数回答】**（入所施設管理者用調査）

(上位 10 項目のみ掲載)



入所施設管理者が地域移行を進めるうえでの課題と思うことでは、「家族の理解」「グループホームなどの充実」「地域での介護・支援確保」と回答された方が多く、これらへの取組を進める必要があります。

○ **入所施設の所在地【単一回答】**（施設入所者用調査）



施設入所者の約半数の方が大阪市外の施設で暮らしています。遠方の入所施設への支援にあたっては、訪問に時間がかかることや交通費の負担などの課題があり、大阪市外の施設に入所されている方への支援のあり方は、地域移行を進めるうえでの大きな課題となっています。



(課 題)

- ① 施設入所者の地域生活への移行に向けた働きかけ
 - ア 施設入所者への支援
 - イ 家族への支援
 - ウ 地域移行に関する啓発
- ② 地域生活への移行を支援する仕組みづくり
 - ア 入所施設と相談支援事業者の連携の強化
 - イ 地域移行支援の推進
 - ウ 相談支援事業者の量的・質的な確保
 - エ 障がい児入所施設に入所している18歳を迎える児童に対する取組
- ③ 地域で暮らすための受け皿づくり
 - ア 地域での受け皿の確保
 - イ 地域生活の支援に向けたネットワークの構築
 - ウ 地域における相談支援体制の充実
 - エ より手厚い支援が求められる人への支援
 - オ 地域生活を続けるための支援

施策の方向性

(1) 施設入所者の地域生活への移行に向けた働きかけ

施設入所者の地域生活への移行が促進するよう、入所施設と連携して入所者や家族の支援に取り組むとともに、関係機関の理解促進に努めます。

ア 施設入所者への支援

- ・ 施設職員や計画相談支援事業者などによる入所者への支援においては、障がいの状況にとらわれずに地域移行に向けた検討を行い、適切なアセスメントのもと、個々の入所者の状況や意向に応じた働きかけを行うことができるよう取り組みます。
- ・ 地域移行の推進に向け、入所施設等と連携し、本人の意向を十分に尊重しながら、地域生活の不安軽減に向けた情報提供等に取り組めます。また、必要に応じ、入所施設から地域生活へ移行した障がい当事者の助言やアドバイスを活用するなどにより、地域生活への不安解消に取り組めます。
- ・ 入所施設において行われている定期的な外出や地域との交流等については、入所者の地域移行にも資する取組であることから、引き続き積極的な取組が進められるよう働きかけます。

イ 家族への支援

- ・ 地域移行についての不安やこれまでの負担感に配慮し、入所施設や相談支援事業所などの関係機関が役割分担を行いながら、家族の気持ちにも寄り添った支援を行う仕組みづくりに取り組みます。
- ・ 地域の社会資源や福祉サービスなどの最新の情報や、すでに自立生活している障がいのある人の生活の様子を伝えることにより、地域生活の具体的なイメージづくりに努めます。

ウ 地域移行に関する啓発

- ・ 地域の関係機関が共通認識をもって地域移行の取組を進めることができるよう、区地域自立支援協議会等を活用して、入所施設をはじめ、サービス提供事業者や相談支援事業者などの関係機関の協働や、意識の醸成に努めます。
- ・ 地域住民が共生社会についての理解を深めることができるよう、啓発活動等に取り組むことにより、施設からの地域移行の促進につなげます。

(2) 地域生活への移行を支援する仕組みづくり

施設入所者が安心して地域生活に移行できるよう、関係機関の連携強化や研修に取り組むとともに、地域移行支援の制度や事業報酬の見直しを国に働きかけます。

ア 入所施設と相談支援事業者の連携の強化

- ・ 入所施設と相談支援事業者が、入所者のニーズや状態像を的確に把握・共有しながら、連携して地域移行に向けた支援を行うことができるよう、必要に応じて、区障がい者基幹相談支援センターがコーディネートを行い、入所施設と相談支援事業者の連携の強化を図ります。

イ 地域移行支援の推進

- ・ 地域移行支援については、体験的な外出や地域生活の場の見学、障がい当事者との交流、体験宿泊等を通じて、地域生活への移行を進める支援であり、適切かつ効果的な利用につながるよう取り組みます。
- ・ 地域移行支援の利用につながる前の段階においては、入所者の地域生活に関するイメージづくりを支援することが重要であることから、計画的な地域への外出など、体験の機会等を提供することにより、地域移行支援の利用へつなげる仕組みの構築に取り組めます。

- ・ 入所施設が遠方にある場合等においては、訪問に時間がかかることや交通費が利用者の負担となること、また障がい福祉サービスの体験利用についても制限があることから、地域移行支援事業者の市外施設訪問にかかる交通費にかかる負担軽減策を講じるとともに、適切な支援が行えるよう、国に制度や報酬の見直しなどの必要な改善について働きかけます。

ウ 相談支援事業者の量的・質的な確保

- ・ 地域移行支援の利用が促進されるよう、相談支援事業者の量的・質的な確保に努めます。とりわけ、地域移行支援は、利用者が望む暮らし方をつくりあげる支援であることを踏まえ、地域移行が適切に進められるよう、相談支援事業者に対する研修に取り組みます。

エ 障がい児入所施設に入所している 18 歳を迎える児童に対する取組

- ・ 障がい児入所施設に入所している 18 歳を迎える児童が、円滑に地域生活に移行できるよう協議の場（障がい児移行支援調整会議）を設け関係機関が連携するとともに、障がい児入所施設の入所者が適切な場所で適切な支援を受けることができるよう、必要な支援のあり方について検討し、支援体制の充実を図ります。

（３）地域で暮らすための受け皿づくり

地域で安心して暮らし続けられるよう、各種サービスの確保に努めるとともに、様々な関係機関によるネットワークの構築を図り、切れ目のない支援体制づくりに取り組みます。

ア 地域での受け皿の確保

- ・ 地域生活への移行を促進し、住み慣れた地域で生活し続けるためには、地域生活を支えるグループホーム等の住まいの場の確保や、日中活動の場や居宅介護等の各種サービスを提供する支援体制が必要となることから、地域における受け皿の十分な確保に努めます。

- ・ 特に、住まいの場として重要な役割を担うグループホームの確保に向けて、整備助成事業や市営住宅の活用を行うとともに、国に対して制度の見直し等を要望し、整備促進に努めます。また、一人暮らしを希望する人に対しては入居契約手続等の支援に努めます。
- ・ 地域生活支援拠点等の充実などを通じて、相談支援事業所をはじめ、地域の関係機関が連携して面的に支援する体制づくりを進めます。
- ・ 居宅介護、重度訪問介護、同行援護や行動援護等の訪問系サービス、生活介護等の日中活動系サービス等については、必要なサービスが確保できるよう、国に対して制度の見直しや十分な財源が確保できるよう要望していきます。
- ・ 地域で共に住民として生活することができる社会の実現に向け、市民の理解を深めるための啓発・広報活動の推進に取り組みます。

イ 地域生活の支援に向けたネットワークの構築

- ・ 地域移行後の生活を継続的に支えていくためには、各種サービス提供事業者等の関係機関が連携して支援を行うことが重要であることから、区障がい者基幹相談支援センターと区保健福祉センターが、区地域自立支援協議会の活動などを通じて、地域の事業所やさまざまな関係機関等によるネットワークの構築を図り、切れ目のない支援体制づくりに取り組みます。

ウ 地域における相談支援体制の充実

- ・ 地域において安心して生活が継続できるよう、常時の連絡体制を確保して緊急時の相談等の対応を行う地域定着支援の利用促進に努めます。
- ・ 地域移行後に一人暮らしを希望する人に対し、定期的な巡回訪問や随時の対応を行う自立生活援助の円滑な実施に努めます。

エ より手厚い支援が求められる人への支援

- ・ 行動障がいや重度の重複障がい等のある人にも対応した地域生活支援の体制を構築していくために、行動障がい・重度障がいのある人の受入れに必要なグループホームの整備助成事業や強度行動障がいのある人のグループホームへの移行に向けた入居前後支援、専門分野別の研修に取り組み、支援体制の充実を図ります。
- ・ また、矯正施設等を退所した人に対する支援について、区障がい者基幹相談支援センターや地域生活定着支援センター等と連携して対応を進めていきます。

オ 地域生活を続けるための支援

- ・ 地域移行を進める一方で、新たに施設へ入所される人もおられることから、施設入所が真に必要な人への支援となるよう、可能な限り地域での生活継続に向けて支援することを基本とし、区障がい者基幹相談支援センターが中心となり、区保健福祉センターと地域の事業所等が連携して、生活の状況や家族の思いなども丁寧に聴きながら、地域での生活を支える各種サービスにつなげていけるような仕組みを構築します。
- ・ 障がい者支援施設について、これまで蓄積してきたノウハウや専門性を踏まえ、今後、障がいのある人や家族の地域生活を支える存在として、どのような役割や機能を担っていくか、今後、障がい者支援施設とともに検討を進めていきます。

2 精神科病院からの地域移行

現状と課題

1997（平成9）年に大和川病院で精神障がいのある人の人権侵害にかかわる事件が発生し、その一因として社会的入院が問題となりました。1999（平成11）年3月19日大阪府精神保健福祉審議会「大阪府障害保健福祉圏域における精神障害者の生活支援施策の方向とシステムづくりについて」の答申で、「社会的入院は、精神障がい者に対する人権侵害として考慮されなければならない。」と示され、大阪市としては、この答申と認識を一にし、取組を進めてきたところですが、2020（令和2）年に兵庫県内の精神科病院で、2021（令和3）年に大阪府内の精神科病院で、2023（令和5）年に東京都内の精神科病院で職員による入院者への虐待が明らかになり、精神障がいのある人への人権侵害は根絶されていません。

2022（令和4）年の「障害者権利条約」に基づく日本政府の取組への国連の障害者権利委員会による総括所見では、障がいのある人の非自発的入院を認める法規定の廃止などが求められており、これらの観点も踏まえ、精神障がいのある人の権利擁護について、より一層推進を図る必要があります。

大阪市では、精神障がいのある人への理解の不足や偏見から、地域で生活するための住まいの確保など受け皿の整備が遅れてきたことについて、社会全体の問題として捉え、社会的入院を解消するための取組として、2002（平成14）年度から、精神科病院からの地域移行の支援の仕組みとして、独自で地域生活移行支援事業を開始しました。

こころの健康センターを窓口として、精神科病院と調整・連携しながら、委託機関である地域活動支援センター（生活支援型）の支援者が、入院している病院に直接訪問し、地域移行希望者に外出支援や社会資源見学等をしながら、地域移行をめざしてきました。

2008（平成 20）年度から「精神障がい者地域移行・地域定着支援事業」が実施され、ピアサポーターによる地域での生活情報提供、入院者との交流を図るピアサポート事業、地域体制整備コーディネーターの配置、安心した地域移行を果たすための体験宿泊推進事業等を実施し地域移行を推進してきました。

2012（平成 24）年度には、「障害者自立支援法」の改正により地域移行支援や地域定着支援が個別給付化され、相談支援事業者が地域移行支援、地域定着支援を行うとともに、各区精神保健福祉相談員が相談窓口となり地域移行支援に取り組んでいます。

2018（平成 30）年度からは、病状が安定しているにもかかわらず、精神科病院の入院が長期化している入院者に対して、退院意欲を高め本人の意向により地域移行支援の申請ができるよう支援することを目的として、「精神障がい者地域生活移行推進事業」を開始し、実際の支援を行う地域活動支援センター（生活支援型）等やピアサポーターと連携しながら、本人や家族の地域生活に対する不安を解消し退院意欲を喚起するような支援を行っています。

第6期障がい福祉計画では、地域移行支援による地域移行目標数を各年度 20 人と設定していますが、2021（令和 3）年度から 2022（令和 4）年度の実績は 24 人であり、達成率は 60%であることから、地域移行の取組をより一層推進することが必要です。

また、2021（令和 3）年時点の年齢区分では 65 歳以上の人 が 50%以上であり、高齢化も課題となっています。さらに、これまでの地域移行対象者には、精神障がいに加え、知的障がい、高次脳機能障がい、発達障がい、難病等々の障がいを併せもっている人もおられます。

支援機関は、これらの課題も受け止めながら、地域移行支援を行うために、対象者の意向を中心に、病院職員や市関係部署等と常に共通認識が図れるように連携を図り、ケアマネジメント機能を発揮して、ていねいな支援を行っています。

こころの健康センターでは、支援関係者へスキルアップのための研修を実施しているところですが、支援力の担保のためには、継続的に研修する必要があります。

地域移行後の地域定着のためには、サービス基盤の確保・充実を図るとともに、大阪市のような都市部においては、多職種チームによる支援が重要と考えています。そのために、市内の精神科診療所や訪問看護ステーション及び地域支援関係者と協働しながら連携していく必要があります。

こころの健康センターと各区精神保健福祉相談員、精神科病院、相談支援事業者、地域活動支援センター（生活支援型）等が連携し、これまでに蓄積してきたノウハウを生かしつつ、精神障がいのある人の地域移行・地域定着に向けてどのように取り組んでいくかが課題です。

2020（令和2）年度に設置した「保健・医療・福祉関係者による協議の場」では「精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステム」の構築に向けて、地域移行等の課題や具体的方策について医療機関や支援機関と継続的に検討を重ねていく必要があります。

地域移行とは、単に生活の場所が病院から地域に変わるということだけでなく、自ら選択した地域で生活するために、必要なサービスや資源を利用し、安心した地域生活を送ることを確保し、障がいのある人が、地域社会の一員として地域とのつながりを持ちながら豊かに暮らしていくことです。

さらに、大阪市内に精神科病院が極端に少ないという地域特性から、地域生活移行支援にあたっては市外の精神科病院へ訪問し、大阪市内まで移動して外出・外泊支援を行い、継続的な取組ができるよう地域特性に応じた支援制度を国にも提言、要望をしていく必要があります。

(課 題)

- ① 精神科病院入院者の地域生活への移行に向けた働きかけ
 - ア 精神科病院入院者への支援
 - イ 家族への働きかけ・支援
 - ウ 地域住民への理解のための啓発
- ② 地域生活への移行を支援する仕組みづくり
 - ア 精神科病院との連携
 - イ 地域活動支援センター（生活支援型）等との連携
- ③ 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
 - ア 地域での受け皿の確保
 - イ 各区精神保健福祉相談員に対する技術支援
 - ウ 保健、医療、福祉関係者による協議

施策の方向性

(1) 精神科病院入院者の地域生活への移行に向けた働きかけ

精神科病院入院者の地域生活への移行が促進するよう、医療機関等と連携して対象者や家族への働きかけに取り組むとともに、地域住民の理解促進に努めます。

ア 精神科病院入院者への支援

- ・ こころの健康センターは、大阪府との連携のもと、1年以上の長期入院者のうち寛解・院内寛解している人に対して、退院に向けた支援に繋ぐことができるよう、積極的に精神科病院を訪問し、対象者への面談・支援を実施していきます。
- ・ ピアサポーターによる働きかけは入院中の対象者に退院への意欲を向上させるとともに、精神科病院関係者の啓発としても重要であり、訪問回数を増やす取組等今後も継続的に実施していきます。
- ・ 一方、新たに長期入院者を増加させないよう、可能な限り入院早期から関係部署（病院の退院後生活環境相談員、障がい福祉サービス事業所、区保健福祉センター等）と連携しながら、対象者に対し働きかけを行い、退院支援や地域移行に取り組んでいきます。
- ・ また、生活保護受給の長期入院者については各区の関係部署と連携し入院状況を把握し、地域移行に取り組んでいきます。
- ・ 「精神障がい者地域生活移行推進事業」において、精神科病院を訪問して病院職員への事業説明を実施する等の取り組みを強めて新規利用者の増加を目指します。
- ・ 地域移行支援事業者が市外の精神科病院を訪問する際の交通費について負担を軽減することで、地域生活移行の推進を図ります。

- ・ 「精神保健福祉法」改正により 2024（令和6）年度から入院者訪問支援事業が開始となります。この事業では入院者の意向に応じて訪問し、病院外の者との面会交流の機会を確保し、話を傾聴し情報提供等を行うことにより、対象者の思いを受け止め、対象者が自らの力を発揮できるよう支援します。また、医療機関と連携しながら事業周知に努めます。

イ 家族への働きかけ・支援

- ・ 高齢化の進展などによる家族の経済的な問題のほか、住まいの問題など対象者と家族を取り巻く様々な課題があります。地域移行・地域定着に向けて、対象者が安心して地域生活を送れるよう支援するとともに、地域生活に関する情報提供や、各区精神保健福祉相談員が行う相談及び家族教室の充実等、家族支援にもより一層取り組んでいきます。

ウ 地域住民への理解のための啓発

- ・ 市民講座など様々な機会をとらえ、各区で市民啓発に取り組むことで精神科病院へ長期入院している人への事情や支援の取組の理解を図っていくとともに、共に生きる地域の大切さを伝えていきます。
- ・ また、ピアサポーターによる啓発は、精神障がいのある人の地域生活の正しい理解に重要な役割を果たしており、今後も継続して実施していきます。

(2) 地域生活への移行を支援する仕組みづくり

精神科病院に入院している人が安心して退院できるよう、医療機関との関係構築に努めるとともに、地域の支援機関と協働した支援体制の強化に取り組みます。

ア 精神科病院との連携

- ・ こころの健康センターは、精神科病院に地域生活移行支援事業の周知や病院職員への啓発を引き続き行います。
- ・ 各区精神保健福祉相談員が行う事前面接に同行し、各精神科病院（退院後生活環境相談員など病院職員）と顔の見える関係をつくりながら、地域移行利用者を増やすために積極的に取り組んでいきます。
- ・ また、大阪市民の多くが大阪市外の精神科病院に入院していることから、精神科病院との連携を図るために、こころの健康センターがコーディネーターの役割を果たし、広域的に大阪府とも連携しながら地域移行を推進していきます。

イ 地域活動支援センター（生活支援型）等との連携

- ・ 大阪市では、地域活動支援センター（生活支援型）等の支援者が、病院に直接訪問し、地域移行希望者に外出支援や地域の事業所の見学等をしながら、精神障がいのある人の地域移行に向けた支援を行っています。今後さらに地域移行を促進するため、こころの健康センターと地域活動支援センター（生活支援型）等がともに技術支援を行いつつ支援体制の強化に向けた検討を行い、各区精神保健福祉相談員と連携し、障がい福祉サービス事業者等の地域の支援機関とも協働していきます。

(3) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がいの有無及びその程度にかかわらず、誰もが安心して暮らし続けられるよう、各種サービスの確保に努めるとともに、保健、医療、福祉関係者による協議を通じて、地域包括ケアシステムの構築に取り組みます。

ア 地域での受け皿の確保

- ・ 地域生活への移行を促進し、住み慣れた地域で生活し続けるためには、地域生活を支えるグループホーム等の住まいの場の確保や、日中活動の場や居宅介護等の各種サービスを提供する支援体制が必要となることから、地域における受け皿の十分な確保に努めます。
- ・ 特に、住まいの場として重要な役割を担うグループホームの確保に向けて、整備助成事業や市営住宅の活用を行うとともに、国に対して制度の見直し等を要望し、整備促進に努めます。また、一人暮らしを希望する人に対しては入居契約手続等の支援に努めます。
- ・ 居宅介護、重度訪問介護や行動援護等の訪問系サービス、生活介護等の日中活動系サービス等については、必要なサービスが確保できるよう、国に対して制度の見直しや十分な財源が確保できるよう要望していきます。

イ 各区精神保健福祉相談員に対する技術支援

- ・ こころの健康センターは、コーディネーター機能を果たし、各区精神保健福祉相談員に技術支援を行います。
- ・ また、支援関係者の支援力の担保とともに支援者の拡大のために、継続的にスキルアップのための研修を実施していきます。

ウ 保健、医療、福祉関係者による協議

- ・ 当事者本人の主体的な自己決定のもと、地域移行後の生活を円滑に営み続けるためには、必要な福祉サービスを受けながら適切な医療を受けられるよう、地域支援関係者、精神科診療所、訪問看護ステーションなど多職種チームによる支援は重要です。保健・医療・福祉関係者による協議の場として、2021（令和3）年2月に大阪市障がい者施策推進協議会のもとに「精神障がい者地域生活支援部会」を設置しました。精神障がい者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしを営むことができるよう課題を検討し施策審議を進めていきます。

第4章 地域で学び・働くために

1 保育・教育

現状と課題

大阪市においては、これまでも障がいのあるこどもの人権の尊重を図り、地域で共に学び、共に育ち、共に生きることを基本とした教育・保育を推進しています。

国においては、「障害者基本法の改正」「障害者権利条約の批准」「障害者差別解消法の施行」等の法整備が進められる中、教育分野では、「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」が求められています。

引き続き、大阪市が進めてきた「共に学び、共に育ち、共に生きる教育」を一層推進し、発達障がいを含む障がいへの理解を深め、障がいのあるこどもが地域で学びやすい基礎的環境整備を行うとともに、ユニバーサルデザインを取り入れた大阪市のインクルーシブ教育システムの充実と推進に努めていく必要があります。

認定こども園・幼稚園・保育所等（以下「教育・保育施設」という。）では、障がいの内容・程度を問わず、教育・保育を希望する集団生活が可能な乳幼児を受け入れています。教育・保育施設では、地域社会の中で共に育ちあい充実した生活ができる教育・保育を実施する必要があります。

発達障がいの認知、理解が進み、多くの発達障がいのある乳幼児が入園所しています。また、医療的ケアの必要な児童の教育・保育施設への入園所も増えています。「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」の趣旨をふまえ、教育・保育施設において引き続き医療的ケアの必要な児童の受け入れ体制を整備していく必要があります。障がいの内容、程度が多様化している中、一人ひとりの障がいの状況に応じた適切な支援が必要です。

義務教育段階では、就学先の決定にあたり、本人・保護者の意向を最大限尊重するとともに、小・中学校及び義務教育学校において障がいのある児童生徒に必要な条件整備に努めています。

小・中学校及び義務教育学校において、障がいの状況に応じた指導を必要とする児童生徒が増加する中、一人ひとりのニーズに応じた適切な学びが提供できるよう、通常学級における合理的配慮や授業の工夫、通常学級に在籍しながら一部障がいに応じた指導を受けられる通級による指導、特別支援学級における指導など、適切な学びの場の選択ができるよう学びの充実を図る必要があります。特に、どの学校にいても必要に応じて通級による指導が受けられるよう、「自校通級」の拡充を図ることが喫緊の課題です。校内における支援体制の整備に努めることや、障がいのある児童生徒の通学や放課後活動への支援などの課題について適切に対応しながら、特別支援教育の一層の充実を図ることが必要です。

市立特別支援学校は2016（平成28）年4月より大阪府へ移管しましたが、大阪市の小・中学校及び義務教育学校に対する支援を行う特別支援教育のセンター的な役割について、大阪府と連携し、引き続き取り組む必要があります。

さらに、不登校への対応は、障がいのある児童生徒についても喫緊の課題であり、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー、生活指導支援員等の活用など、状況に応じて多様な支援を行ってきましたが、引き続き、福祉・医療等関係機関との連携や家庭への働きかけ等、支援体制の充実が必要です。

「障害者権利条約」に伴う国際的なインクルーシブ・エデュケーション¹⁹の動向も踏まえつつ、大阪市の特別支援教育においては、地域で共に学び、共に育ち、共に生きることが基本とした教育・保育の更なる推進と充実を進めるために、制度等の課題も踏まえて引き続き研究・検討をすることが必要です。

¹⁹ 障がいの有無にかかわらず、すべてのこどもが共に学ぶ教育のことです。この教育の推進にあたっては、一人ひとりの児童生徒が、それぞれのニーズに応じて適切な指導を受けられるようにする必要があると考えられています。